

地方行政委員會議録
第二十七号

昭和三十三年三月二十七日(金曜日)

午前十時四十五分開議

出席委員

委員長 森田重次郎君
理事 田川 誠一君 理事 渡海元三郎君
理事 中島 茂喜君 理事 永田 亮一君
理事 藤田 義光君 理事 川村 維義君
理事 佐野 憲治君 理事 安井 吉典君
大石 八治君 大西 正男君
奥野 誠亮君 龜岡 高夫君
久保田 田次君 登坂重次郎君
村山 達雄君 森下 元晴君
山崎 巖君 和爾俊二郎君
秋山 徳雄君 阪上安太郎君
重盛 寿治君 千藤 七郎君
華山 親義君 細谷 治嘉君
栗山 礼行君 門司 亮君

出席國務大臣

國務大臣 赤澤 正道君

出席政府委員

内閣府事務官 黒金 泰美君
總理府事務官 西田 剛君
中央青少年問題協議會事務局長 剛君

警察庁長官 江口 俊男君
警視廳長官 浜中 英二君
警察庁警備局長 後藤田正晴君
防衛庁参事官 麻生 茂君
防衛庁参事官 三輪 良雄君
防衛庁参事官 堀田 政孝君
教育局長 堀田 政孝君

防衛庁事務官 鈴木 昇君
防衛施設庁施設部長 若松 榮一君
厚生技官 金子 岩三君
自衛隊事務官 松島 五郎君
自治事務官 佐久間 彌君
自衛隊局長 佐久間 彌君
自衛隊事務官 佐久間 彌君
自衛隊局長 佐久間 彌君
自衛隊事務官 佐久間 彌君
自衛隊局長 佐久間 彌君

委員外の出席者
検事 山根 治君
文部事務官 西村 勝巳君
初等中等教育局長 勝巳君
局長 勝巳君
局長 勝巳君
局長 勝巳君
局長 勝巳君
局長 勝巳君
局長 勝巳君
局長 勝巳君
局長 勝巳君
局長 勝巳君

委員外の出席者
検事 山根 治君
文部事務官 西村 勝巳君
初等中等教育局長 勝巳君
局長 勝巳君
局長 勝巳君
局長 勝巳君
局長 勝巳君
局長 勝巳君
局長 勝巳君
局長 勝巳君
局長 勝巳君

三月二十七日
委員武市恭信君辭任につき、その補
欠として鯨岡兵輔君が議長の指名で
委員に選任された。
同日
委員鯨岡兵輔君辭任につき、その補
欠として武市恭信君が議長の指名で
委員に選任された。

本日の會議に付した案件
消防組織法及び消防団員等公務災害
補償責任共済基金法の一部を改正す
る法律案(内閣提出第三十一号)(參議
院送付)
警察に関する件(ライシャワー大使
の傷害事件に関する問題)
地方自治に関する件(地方公共団体

の議員の身分に関する問題)

○森田委員長 これより會議を開きま
す。
警察に関する件について調査を進め
ます。
この際、赤澤國務大臣から、ライ
シャワー大使の傷害事件の概要につ
いて説明したい旨の申し出がありま
すので、これを許します。赤澤國務大
臣。

○赤澤國務大臣 ライシャワー駐日ア
メリカ大使刺傷事件について御報告申
上げます。
本月二十四日正午ごろ、ライシャワ
ー駐日アメリカ大使が、大使館内にお
いて精神異常の疑いのある少年に刺さ
れるという不祥事が起こりましたこと
は、まことに遺憾のきわみでありまし
て、ライシャワー大使をはじめ、アメ
リカの國民の皆様に深くおわびを申し
上げる次第でございます。
大使の傷は、手術の経過も順調であ
るとのことですが、一日も早く
全快されるようお祈り申し上げる次第
でございます。

私は、今後重ねてこのような不
祥事件が起こることのないよう新たな
る決意を持ちまして、さらに治安の万
全を期する所存であります。
今回の事件につきましては、目下鋭
意捜査中ですが、以下たいだいま
までに判明いたしましたところを御報
告申し上げます。

まず最初に、この事件の概況を申し
上げます。
本事件は、三月二十四日十二時五分
ごろ、アメリカ大使館ロビー入口にお
いて、静岡県沼津市に居住する塩谷功
和という十九才の少年が、切り出しナ
イフを使用してライシャワー大使の右
大腿部を刺したという事件であります。

犯行の動機は、本人の供述によりま
すと、最近近視が多くなったり、強制
的に海水浴をさせられたり、男女共学
を強制されたりすることについて、自
分はこれを直す方法を知っているが、
世間は取り上げてくれない、このため
ライシャワー大使を傷つけるようなこ
とをすれば、新聞やラジオに取り上げ
られるし、世界各国にも知られるよう
になると考えたということでありま
す。

被疑者は、本年二月二十四日、二十
五日、二十六日にも連日上京して、大
使館におもむいておるのであります
が、それは、大使館の所在を確かめ、
またその様子を知らためであったとい
うことであります。

二月二十四日には、大使に面会する
方法を尋ね、翌日、大使館の受付係
に、近視の矯正に関する嘆願書を手渡
しておるのであります。
翌二月二十六日には、大使館からの
連絡に基づいて、警戒中の警察官に発
見され、約三時間取り調べを受けてい
るのであります。

その後上京しなかった被疑者は、い
よいよ四月には成年になる、未成年の
うらなれば、罪を犯しても罪は軽いだ
ろうし、新聞、ラジオに載る効果も大
きいと考へ、犯行を決意したと申し述
べております。

そこで、三月二十三日に切り出しナ
イフを買い求め、さらに約一貫目の石
を拾ってきたと申し述べております。
この石を用意したのは、大使館のへ
いを乗り越えるときに、落とし穴があ
るかいなかを確かめるためであったと
申し述べております。
また犯行の期日は、暦を見て、三月
二十四日が吉日であるので、この日の
昼に定めたと申し述べております。
事件当日の状況でございますが、被
疑者の供述によりますと、三月二十四
日朝、例の石をふるしきで包み、切り
出しナイフを持ち、六時五十三分沼津
駅発の列車で上京、新橋下車、地下
鉄で虎ノ門に至り、大使館に行き、石
を構内に投げ落し、穴のないことを確
かめたということでありました。
その後被疑者は、大蔵省印刷局のあ
たりで時のたつのを待ち、正午ごろへ
いを乗り越えて大使館構内に入り、本
館ロビー入り口を入ったところで、か
ねてテレビ等で顔を知っている大使と
すれ違った際、切り出しナイフをもっ
て斜め後方から右大腿部を刺したとい
うことであります。

被疑者は、直ちにその場に居合わせ
た大使館員二名によって取り押えら
れ、非常ベルによって急を知ら、大使
館前警備派出所からかけつけた警察官

に引き渡されたものであります。

今日までの捜査の結果によりますと、被疑者は、かつて精神分裂症の疑いで精神病院に入院したこともあり、また最近においても、入院の手続をとりつつあったようでありまして、本事件は、若干精神に異常のある少年による突発事故と思われるのであります。

が、本人の供述に前後矛盾する点もあり、被疑者の供述の裏づけを中心に捜査をいたしております。

このような次第で、特段の背後関係もないようでありまして、本事件の性質にかんがみ、さらに慎重に捜査を進め、真相の究明につとめているところであります。

本事件の発生後、私どもといたしましては、急遽臨時に国家公安委員会を招集し、事件の内容を検討し、とりあえず全国の警察に対して、この種事件の連鎖反応を防止するため、真犯人、危険な精神障害者等の視察の強化及び外国公館その他の重要施設の厳重警戒方を指示し、各都道府県警察とも警戒警備を強化しておるのであります。が、今後の警戒警備につきましては、さらに十分な検討を加え、真犯人や危険性のある精神異常者の視察を一段と強化し、警護に関する的確な情報の収集及びこれが十分な活用をはかり、関係機関との緊密な連絡協調のもとに内外の要人などの警護を強化し、外国公館等重要施設の警戒を厳にし、捜査用の各種資器材の充実をはかる等、このたびのような不祥事件が再び発生することのないよう、その未然防止に努力してまいり所存であります。

なお、関係都道府県警察間の一そう緊密な連携をはかり、警戒警備活動に

支障を来たすことのないよう配慮したいと考えておる次第でございます。

○森田委員長 本件の問題について質疑の通告がありますので、順次これを許します。阪上安太郎。

○阪上委員 ただいま国家公安委員長から、ライシャワー傷害事件についてかなり詳細な報告がございましたが、私は、ここで警察当局にまず最初についておきたいと思ひますのは、諸外国のこの事件に対する世論の動向を考えてみますと、かなり大きな反響が伝えられておるわけでありまして。現職の大使が刺されたという事件は、まことにこれはまれな事件である、したがって、その背後関係に重大な関心を米国民としては持つておるといふようなワシントン筋あたりの報道が伝わっております。また、大使を刺すほどの日米間の大きな問題があったとは考えていない、これは全く寝耳に水の事件だ、こういうような考え方も出ておるやうであります。たとえ今度の事件が一人の頭の少しおかしい者がやったところの事件であつて、この事件がその若者の自分一人の意思で決行されたといひましたとしても、日本国全体のあり方がやはり痛烈な批判のまとなつておるといふようなことも出てきております。一国の大使に加えるこゝういった危害の理由がわからない、そうなるべくと、日本の民主主義のあり方そのものの自体が大きな問題である、こゝういふような考え方も出てきております。いづれにしても、背後関係といふものには、ただ単に右翼団体であるとか何であるとかいふ、そういう考え方の背後関係ではなくして、もっと広範な日本

の民主主義全体の問題としての背後といふような考え方を米国のワシントン筋ではとつておる、こゝういふことのもうであります。

そこでいま報告にもありましたが、こゝういった事件に対する米国の考え方、主として背後関係そのものに大きな疑義を持つておるのでありますから、簡単に背後関係がなかった、こゝういふような警察当局の考え方自体が私にはおかしいと思ひます。背後関係といふものを、ただ単なる暴力、テロ行為等に對する背後関係といふような考え方から立つておるところに問題点があるのではないかと私は思ひます。こゝにこれを精神異常者と断定したところの精神異常者の自供に基づく裏づけなどをやつておるようなことでは、一体何をやつておるのかわからない。そういう貧困な警察の捜査の考え方、あるいは警備のあり方といふものに問題がある。背後関係といふのは、一体あなた方はどういふふうに考えておるか、警察当局からひとつ答弁してください。

○江口(後)政府委員 私たちが言います背後関係といふものは、通常、犯罪に関連しまして、それを使賊した者があつたか、あるいは特殊な団体に入つていて、その一員としてやつたかといふ直接の関連のある者に限つてこゝう言つておるわけでありまして、ただいまのようなお話になりますと、精神異常者であると断定できませんけれども、こゝういふことを申し上げるのがどうかといふお話しもありますが、事実どうでございまして、こゝういふ者がうようよしてゐるといふような状態がこの犯罪の一つのバックになつておる

といふような意味では、あるいは背後関係——普通は私たちが言ひませんけれども、こゝういふ意味でおしやるものならば、確かにこゝういふ面はあると考えております。ただいままでの捜査のところでは、この塩谷本人に対して犯罪を使賊した者とか、あるいは協力した者とか、あるいは特殊な交友関係があるとかいふ事実は出てないので、現在の時点では背後関係はない、こゝういふ申し上げ方をしているわけであり

ます。

○阪上委員 通常警察としての背後関係といふのは、こゝういふことになるだらうと思ひます。

それならば政府のほうに伺いたいのですが、この問題について単なる警察事件として、警備責任上の問題等から考えてこゝういふ責任がないのだといふ警察の考え方に対して、政府は一体どういふ考え方をもちになつておられますか、官房長官から御説明願ひたい。

○黒金政府委員 いま阪上さんのおつしやいます非常に強い意味の背景といひますが、こゝういふ問題につきましては、政府全体として非常に遺憾に考えておりますし、いまおつしやるやうに、その警備自体に手落ちがあつたかどうかといふような問題のほかは、かりに精神薄弱者であり、あるいは異常者であつた、これに対する手当が十分であつたかどうか、あるいはいま御指摘になつたやうに、日本の民主政治といひますか、あるいは人命尊重といひますか、それがどうであつたか、こゝういふ点については政府全体として非常に遺憾であり、責任を感じておる次第でございます。したがひまして、この

問題に対して政府が今後考えなければいけないことは、警察治安の狭い意味といひましようか、警察の問題の改善ももちろんございまいしやうが、それ以外に厚生関係、あるいはいひゆる青少年問題等々、あるいは道義の問題もございまいしやうし、こゝういふ全般の問題について、一そう心を新たにしていふ機会に全般的に再検討し、考え直して対策を立てたい、こゝう考えます。

○阪上委員 御案内のように、日本の国論あけていま当面する東京オリンピック大会等に対処しようとしてゐる段階でございまして。こゝういふ場合に、一異常青少年であつたといひえ、こゝういふ事件が防止されることなく発生するといふことにつきましては、私は諸外国に与える影響は非常に大きいのではないかと思ひます。日本に行つたならば、いつどこでこゝういふ目にあつたか知らぬといふやうなきわめてはつきりした印象なり考え方を与えるといふことは、オリンピック自体に對して与える影響だつてかなり大きなものがあると思ひます。こゝういふ点で、いま黒金さんから御答弁をいたいただきましたが、背後関係といふやうな警察専門用語を使う概念でなくして、いまおつしやつたやうに広い意味において治安対策といふものを進めていかれる必要があるのではないかと、こゝういふやうに考えるわけでありまして。こゝういふ社会的な背景といふものの中に、やはり警察が果たさなければならぬ任務もあると思ひます。たとえは防犯といふやうなもの、考え方、立場にたつたとき、こゝういふ問題が多分にあるのではないかと、こゝういふやうに思ひわけ

あります。ぜひそういう方向で善処していただきたい、かように考えます。そこで、次に私は警備責任の問題について御質問申し上げたいと思います。

政府あるいは国家公安委員会の発表等によりすると、全く警備責任というものはなかったんだ、こういうようなことになっておりますが、はたしてこれでもいいかどうか、私は大きな疑問を持ちますが、警備責任はないんだということにつきましては、治外法権との関係もあると思います。この辺で、こういった問題については、やはり明確な結論を出しておかなければいけない問題ではなからうかと思うのです。

われわれは遺憾なことであり、まことに申しわけないわけでありますが、同時に日本国が、治外法権の場所において行なわれた事件に対して一体どこまで責任を持つのか。あまり卑屈になることもどうかと思うのです。こういった治外法権との関係におけるわが国の警備責任というものは、やはりこの際明確にしておきたい、こう思うのです。これについての見解をひとつ公安委員長、それとも警察庁長官等から承りたいと思います。

○赤澤政府委員 本会議の席でも申し上げましたように、警備、警護に関する全責任は警察当局が持つておるわけでございます。ただ、ただいまの御質問の中に、大使館は治外法権区域になつておりました、そこで日本の警察当局との接触の問題が生まれたが、それに先立って、やはりこういう犯罪が行なわれたい予防措置というものは警察の責任でございます。ただ、そういう予防措置が十分とあればこういう

事故も起こらなかったと考えられるので、いまこれは鋭意検討中でございます。するし、将来に向かつてはこういうことが起こらないように及ぶ限りの知能を盡して努力したい、こういうふうに考えております。

○阪上委員 そこで、警察庁長官に伺いますが、この犯人は二月の二十六日の午後二時三十分ごろ大使館付近をうろつておつたということが明らかになつて、そうして同少年を張り込み、中の刑事が任意同行を求めて調べた。そのときに、ひどい近視眼で云々と、先ほど報告がありましたようなことを自供しておる、こういうことなんでしょう。これは十二分に要注意者として監視を怠つてはいけなかつたところのうちに具体的な事件が出てきておるわけなんです。それから同時に、このときに、前にすでに一回大使館を焼こうと思つて火をつけたというようなことも自供した。その正しいか正しくないかは、裏づけはいまはなほ問題だと思ひますが、そういうことになつておる。それから同時に、三月二十四日の午前六時過ぎ自宅を無断で外出したので、母親が胸騒ぎを覚えた。それで、あとを追つて行つたところが沼津駅に行き、そうして沼津発の六時五十三分の上り列車に乗り込んだというので、鉄道公安に直ちに連絡をした。ところが公安がさがしてみたけれども、乗客が混雑しておつて発見できなかった、こういうことを言つておる。そこで、この問題についてはぶつと切れてしまつておる。こういうことから見て、やはり警備上の責任というものが出てくるのではないか。私は何かばやつと全貌から見えて、そういう感じが

するわけなんです。一体警察は、精神異常であるか何であるかは知りませんが、こういった行動を行なつておる少年に対処するところの監視はどういうふうに行つておるのかと云うこと、これがひとつ問題になると思ふのです。それから鉄道公安との連絡連携というものは一体どうなつておるのか。ここでもしまじめに警備責任を果たしていかうとするならば、そういった者が上京しておるといふことになれば、当然監視なり何なりの方面へ連絡をとつて、警察のほうでは前にもそういう例があつたので、直ちに米國大使館というものがすつと頭にくるはずなんです。そういうところのきわめて微妙な点がどうも手抜かりがあつたように私は思ふのですが、この点はどうですか。

○江口(俊)政府委員 私が昨日まで報告を受けておる限りにおいてお答えいたしますが、二月の二十六日に任意同行を求めて、赤坂署に連れて行かれて調べられておる事実がございます。これは二月の二十四日と二十五日と二十六日にあらわれております。二月の二十四日には、大使館の別館と称してありますが、旧満鉄ビルに來まして、大使に面会するにどうしたらいいかということをお願いしております。それは、しかるべき内容のものならば守衛に言つて、受付係かなんかに行かれればよろうというのを教へられておりますが、その日はそのまま帰つて、翌日近視眼をなしておくれというふうな意味の嘆願書を持って、これは守衛に案内されて受付まで行つて、それを渡して帰つております。そのときに、ただいま話に出ましたが、その前の月

の一月二十日に、大使館のAアパートという大使館内にあるアパートの廊下の、これはぼやといひますか、壁、床等十五坪くらいを焦がしたという火事でございますが、そういうことがあつた。そのときに、どうも犯人らしい者を見たという人が四、五人ございまして、そのうちの一人が、きょうあらわれたのはあのときの男ではなからうかという疑念を持つて警察に連絡をいたしました。そこで警察は、その日は嘆願書を置いて帰つてしまつたものですから、きのうも来、きょうも来たなら、おそらくあしたも来るのではなからうかというので張り込んでおつたところが、はたして二十六日にあらわれた。そこで、職務質問をかけて赤坂署に連れて行つて三時間ばかり調べましたことは、先ほど申し上げたとおりであります。その際こういうことを言つております。本人は、一月二十日の放火については絶対にそういうことではないといふことをその際は否認しております。しかし、そこで使われたガソリン等のことから、本人が買ったならばここで買ったと思はれるところの沼津の酒屋について調べたら、そういう若い男が買ひにきた事実はないといふこと、及び目撃者があれじやなからうかと云つたのは、さすがに半信半疑でございますから、これは五分五分だといふ証言がありました。他の四人は、どうも違ふように思ふといふ証言をしております。要するに面通しでも否定、本人も否認、それからいままゐる外部の酒屋さんに対する照会もなまぬるかつたと言へばなまぬるのいですが、一応そういうことはなかつたといふことになる。

さらに本人の母親に電話をかけて聞いたら、一月二十日は、功和はうちにおりました。そのころは金も持つていなかったもので、東京に行くはずはないといふことで、一応近親者からのアリバイ証言というものは、普通の犯罪の場合にはどうかと思ひますけれども、この場合は、それまでやつたかどうかといふことを疑うのにその確な根拠もなかつたもので、それからアリバイも一応立つたとして、それじゃ少し頭も弱いような氣もするから、連れにきたらどうだといつたら、向こうから、いや、連れにくる余裕はないから送つてくれといふことで、その日は帰した、こういうことになつております。それが事実関係でございます。今度の事件を起こしましてから、あれも実はやつたのだといふことを言つていふとか言つていないとか、支離滅裂なことを言つておりますから、いろんな報道が行なわれておりますけれども、私の手元には、まだ放火をその少年がやつたと断定するだけには至つていないことになつております。それで、そういう放火をやつたといふことがわかれば、もちろんそこでつかまえるのでしたが、そうでなくても一応怪しんだのだから、そのことを沼津のほうにきちつと、この少年についてあとを氣をつけておいてくれ、こういうことをやるべきじやなかつたらうかといふことは、現在私たちも、その点は手落ちといへば手落ちになるのかなという氣持です。これは、さらに、いやそういう時点には、そういうことは普通しないといふことになるかもしれせんけれども、ひとつの疑点として残ります。と言ひますのは、この人間が今度

の犯行を犯しまして、沼津のだけれだれだということをわれわれ聞きまして、すぐ静岡県のほうに照会しましたところ、静岡県としては、そういう者が居住しておるという事の事実だけはもちろんですけれども、そういうのが精神に異常のある者だとか、過去において警察の注意の対象になった者であるというようなことについては、これはそうなつてなかつたわけでありまして、これは、素行調査等の方法をとつていない現在におきましては、何らかの犯罪を犯すとか、あるいは家人から、うちの子供はこうこうだという訴えでもない、そのすぐそばに住んでおる警察といえども、特別な視野に入つてなかつたという点でございまして、この点は将来におきまして、こうした人物については、何とか警察の視野の中に入れておく必要があると思ひまして、この事件を契機になお研究したい、こう思ひます。

それから事件を起こしました日の鉄道公安官との関係でございしますが、これは、こちらに關することではないものですから、特に申し上げていなければいけませんけれども、本人が前の日に一貫目もある大きな石を自分の部屋に持ち込んだりなんかしておつたから、母親としては胸騒ぎというか、母親は子供の性行をよく知つておるものだから、心配をしておつたところ、朝早く出たものですから、あとを追つて出ておられます。そして、本人が六時五十三分の電車に乗り込んだので、母親も続いて追つて乗ろうとしたのですが、その際は乗りおくれた。それですぐ届け出ればよかったと思ひますが、一番こでしつ

かりしているのは、長男、これは電気器具商をやつておられます。うちに一べん帰つて、長男にどうしたものだろつかといふことを相談しておりますが、それはやはり鉄道に頼んで、途中で押えてもらつたほうがいいということ、もう一べん沼津駅に帰りまして、鉄道公安官室に、これは八時ちよつと前、七時五十五分くらいだと私は聞いておりますが、あの電車にむすこが乗つたが、むすこは凶暴性があるからひとつ手配をして、保護をしてもらいたいという申し入れをした。それから鉄道公安室は、すでに八時ですから、熱海の次、あるいは小田原あたりまで行つておりますが、そこで横浜の公安室と東京の公安室に連絡をし、なお乗つておる電車の車掌にも連絡をした。ところが込んでおつたために、これは捜索したといふすけれども、結局電車の中でも、横浜でも東京でも発見されないままにそこで終わつております。それから警察に連絡があつたかどうかといふことになりませんが、これはどうも連絡がなくて、普通の家出人というふうな取り扱ひで、汽車の中で発見できなかったら、これはやむを得ないといふことで、そこでしり切れトンボになつておるといふのが事実のようでございます。いま申し上げたのが私の知つております洗ひざらいの事実でございますから、その間に、この事件を参考に、いまの公安官との連絡方法の義務づけなり協定なりといふようなこととか、あるいは精神的におかしい者について、警察の視野に入れる方法とか、あるいはその以前に、根本的にはそういう者を病院なり何なりに監置療養させることの必要性といふよう

なことを、いろいろ考えなければならぬのじゃないか、こう思ひます。
○阪上委員 この二つの事実を考へてみても、警察に警備責任が全然ないんだ、全くないんだといふ切れないような面も多少出てきておると思ひます。過般から問題になつておりました吉展ちゃん事件とか、こういった誘拐事件、それから善枝ちゃん殺しといふような事件のときの捜査のミスというのは、この前に十分追及されておるはずであります。ちよつとしたささいな問題を放置しておくことによつて防犯ができないといふような場合も出てくるわけでありまして、そのために、犯人逮捕等の捜査も非常に支障を來たす。それが取り返しつかないことになつてしまつて、永久に迷宮入りしてしまつておるような事件も、数多く残つておるはずであります。そういった小さなミスがあつたといふことはいないない事実だと思ひます。

そこで、そういった程度の事件であるならば、これは警備責任はないんだ、警察責任はないんだといふような考え方に立つておられるのであります。が、そういったと、警察責任がないのに、この事件に關して国家公安委員長が高度の政治責任をとつてやめた、こういうようなことになつてきておるわけなんです。私は、これは非常に不可解に思ふのであります。警備責任がないのに警備上の責任、警察上の責任がなかつたのに高度の政治責任を感じてやめなければならぬのが国家公安委員長である、こういう論理といふものは私は非常に間違つておるのじゃないか。ましてや国家公安委員長といふものは、そういった警備上の

責任といふものは私は私はないと思ふ。非常に広い意味で解釈すれば別であるかもしれないけれども、直接にはそんなものはない。もしそういう責任があるとするとすれば、当面の警視總監あたりが責任をとるべきじゃないか。ところがその警視總監も責任をとらない、警察庁長官も責任をとらない。それから高度の政治責任であるならば、内閣総理大臣が責任をとるべきである。それともとらない。そして全然直接の責任者でないところの公安委員長が責任をとつておる。しかもそのとり方もおかしいのであつて、国家公安委員会といふものはこれは合議制の機関であります。それであるがゆゑに、内閣総理大臣の直轄ではあるけれども、管轄下には置かれておるけれども、指揮監督権といふものは内閣総理大臣は持つていない。したがつて、この公安委員会といふのは、会計検査院のごとく憲法でもつて保障されておるところの立場にはないといひました。国家行政組織法その他に基づきまして、やはり合議制の機関としてこれが認められておる。それならば国家公安委員長も全部やめたいといふじゃないか。そういうこともやらない。前にもこの種の事件がありました。浅沼委員長暗殺事件のときにもこういう問題がありました。その当時の国家公安委員長である山崎さんが自発的にやめておられます。聞くところによりますと、あの事件の直後、国際信用上のためからであります。しうけれども、早川国家公安委員長と黒金官房長官、前尾幹事長、原警視總監等がこの事件につきましての責任問題で協議をしておる。こういうような筋の通らぬことをやつておつていい

のかどうか、こういうことであります。何かこの種の問題が起つてくれれば、責任をすべて国家公安委員長という責任をとるべき立場でないところの者にぶつけてしまつておる。もちろん警備責任等の明白な責任があれば別であります。当然そこまですぐいかもしません。そういう場合には、少なくとも警視總監が責任をとるべきである。それともやらない。高度の政治責任といふたてまえに立つならば、内閣総理大臣が責任をとるべきである。それもやらない。また公安委員長がやめる場合にも、国家行政組織法から考へてみても、公安委員長だけの責任ではないはずだ。合議制であるならば、全公安委員長が責任をとるべきである。そういうこともやらない。これは、明らかに内閣のこういった場合におけるところの責任回避の常套手段だと私は考へる。こういった問題について黒金官房長官はどういうふうにお考へになつておりますか。

○黒金政府委員 先ほど阪上さんに申し上げましたように、私どもは、政治的に見まして、まあこれはいかなる事件がございしても、また必ずしもその原因結果、因果關係について法律上の責任があらうとかならうと、結果につきまして政府が責任を負う、これは事柄上当然だと思ひます。したがいまして今回の問題につきましても、実は昨日です。昨日です。その時点においては行政上の責任はないようにお話をあつたといふことを承つておりますが、そういうような問題はさておきまして、政府として、その因果關係は別といたしましても、政治的に責任を負うべきもの

だと考えております。ただその場合に、じゃ一体どういう責任をとるべきか、私も内閣が総辭職する場合もございましょうし、あるいはまた特に御関係の深い國務大臣が御辭任なさる場合もございましょうし、あるいはそういうこともなしに、将来に対して強い決意、有効な対策を立てまして、そして今後そういうことが二度と繰り返されないように、そういうことで終わる場合もございましょうし、そのときどきの状況、また影響、世論等々から考えて政治的に判断すべきものと存じます。

今回の場合におきましては、先ほど御指摘がございましたが、私は実は早川國務大臣にお目にかかっておりません。おりませんが、治安をおあずかりになる、一番治安に關係の深い國務大臣としては、これは第一義的には政治的な責任でございまして、御本人の御判断で辭意を表明された。私もそれといたしまして、今回の問題は、いま御指摘になりますように非常に反省すべき点は多く、警察だけというように私どもも考えておりませんけれども、にもかくにも国内の治安の問題でございまして、そうしてこの影響が、國際的にも、先ほど御指摘になりましたように、影響するところも大きゅうございまして、一番治安に御關係が深い國務大臣としてそういう御決意をされましたものを内閣としてそして辭表を受理したような次第であります。

○阪上委員 いま黒金官房長官が言われたような考え方は、そこに私は問題があると思つた。御案内のように、憲法六十五條では、これはもう私が言うまでもなく「行政権は、内閣に属する。」ということは明記されてお

ます。しかもその憲法の趣旨は、その場合内閣というのは、個別責任をとる國務大臣の集合体でないという考え方が、これは學說の一致するところなんです。しかしながら、かといって個別責任を全然とらなくてもいいということでもない。しかし個別責任をとるということは、その國務大臣が何か非違行為をしたり、不道徳な行為をしたり、そういうた行為に基づくとこの責任を責任をとるべきであり、これは個別の相違はそこにあるんじゃないか。したがって行政上の責任であるならば、これは連帶責任である。その最高の責任者は内閣總理大臣である。これは議院内閣制のたてまえからいっても明確なことであります。その場合に連帶責任ということをお考えに、ただ単に一人の、私をして言わしめれば、ていさいは明らかに治安の責任者であるという形はとっておるかもしれないけれども、行政責任、連帶責任をとらずして、そういうた安易な考え方で糊塗して、こうという考え方が憲法の精神に大きく反する考え方じゃないか、私はそう考へる。繰り返して言うようだけれども、國務大臣が個別的な責任をとるといふ場合は、全くこれはもう個人的な問題です。それ以外の問題についてはやはり連帶責任だと考へられる。その場合に、内閣は總辭職をなさうという言い方もいたしません。わが党におきまして、直ちに内閣不信任案をぶつけていこうという考え方をとるといふ意味でもない。意味ではな

い、全くこれは一國務大臣である國家公安委員長がやめればそれでいいのだというふうな安易な考え方は、私は許されな

い、全くこれは一國務大臣である國家公安委員長がやめればそれでいいのだというふうな安易な考え方は、私は許されな

い。まあお話をございしますように、こういう不幸な事件が起こりまして、この結果は政府全体の責任でございまして、ただその責任の遂行の方法といたしましては、内閣が總辭職する場合もございましょうし、また一番御關係の深い國務大臣がおやめになる場合もございましょう。しかし、そういうことは具體的なそのときどきの事情、政治判断で二がいには言えないことだらうと思

い。まあお話をございしますように、こういう不幸な事件が起こりまして、この結果は政府全体の責任でございまして、ただその責任の遂行の方法といたしましては、内閣が總辭職する場合もございましょうし、また一番御關係の深い國務大臣がおやめになる場合もございましょう。しかし、そういうことは具體的なそのときどきの事情、政治判断で二がいには言えないことだらうと思

い。まあお話をございしますように、こういう不幸な事件が起こりまして、この結果は政府全体の責任でございまして、ただその責任の遂行の方法といたしましては、内閣が總辭職する場合もございましょうし、また一番御關係の深い國務大臣がおやめになる場合もございましょう。しかし、そういうことは具體的なそのときどきの事情、政治判断で二がいには言えないことだらうと思

い。まあお話をございしますように、こういう不幸な事件が起こりまして、この結果は政府全体の責任でございまして、ただその責任の遂行の方法といたしましては、内閣が總辭職する場合もございましょうし、また一番御關係の深い國務大臣がおやめになる場合もございましょう。しかし、そういうことは具體的なそのときどきの事情、政治判断で二がいには言えないことだらうと思

い。まあお話をございしますように、こういう不幸な事件が起こりまして、この結果は政府全体の責任でございまして、ただその責任の遂行の方法といたしましては、内閣が總辭職する場合もございましょうし、また一番御關係の深い國務大臣がおやめになる場合もございましょう。しかし、そういうことは具體的なそのときどきの事情、政治判断で二がいには言えないことだらうと思

い。まあお話をございしますように、こういう不幸な事件が起こりまして、この結果は政府全体の責任でございまして、ただその責任の遂行の方法といたしましては、内閣が總辭職する場合もございましょうし、また一番御關係の深い國務大臣がおやめになる場合もございましょう。しかし、そういうことは具體的なそのときどきの事情、政治判断で二がいには言えないことだらうと思

い。まあお話をございしますように、こういう不幸な事件が起こりまして、この結果は政府全体の責任でございまして、ただその責任の遂行の方法といたしましては、内閣が總辭職する場合もございましょうし、また一番御關係の深い國務大臣がおやめになる場合もございましょう。しかし、そういうことは具體的なそのときどきの事情、政治判断で二がいには言えないことだらうと思

い。まあお話をございしますように、こういう不幸な事件が起こりまして、この結果は政府全体の責任でございまして、ただその責任の遂行の方法といたしましては、内閣が總辭職する場合もございましょうし、また一番御關係の深い國務大臣がおやめになる場合もございましょう。しかし、そういうことは具體的なそのときどきの事情、政治判断で二がいには言えないことだらうと思

い。まあお話をございしますように、こういう不幸な事件が起こりまして、この結果は政府全体の責任でございまして、ただその責任の遂行の方法といたしましては、内閣が總辭職する場合もございましょうし、また一番御關係の深い國務大臣がおやめになる場合もございましょう。しかし、そういうことは具體的なそのときどきの事情、政治判断で二がいには言えないことだらうと思

しなくてもいい問題じゃないか、こういふふうに私は考えるのですが、それが早川大臣の不行跡とかあるいは破廉恥とか個人の問題においてあるならば、これは別でありまうけれども、そういうことではないという事は明白でありまうから、そうすれば、どうもいつも常套手段でもって、ああいう事件が起れば公安委員長に責任をとりましてやめさせるんだ、こういう安易な考え方では、そのこと自体いつまでたって日本の治安の体制というものは整っていかないんじゃないか。また警察官にとっても不安でしょうがないでしょう。警備責任よりも、これはほとんど通常の場合の警備責任としては考えられない問題だ。あるいはほかに原因がある、社会的ないろんな欠陥がこれの原因をなしているんだということになった場合、その責任を警察官なりあるいは公安委員長なりあるいは委員長なりがしょっていかねばならぬという考え方、それは、そういう事件が発生したからやめなければならぬのだ、それが手落ちだった、ほったらかしにしておいたからそういう事件が起ったんだということならば、むしろそっちのほうを担当しておる責任者が責任をとるべきだ。その場合、いろいろなものが重なってききますので、内閣の連帯責任だという考え方をやばりこれは明白に打ち出すべきだ。それがどうも出方が鈍いですよ。私はこういうところに大きな問題があると思う。重ねて長官の見解を伺いたい。

て、そうして国民一人一人が身体財産に安心できるように、そういう体制をつくれとおっしゃることはごもっともでありまして、そのために全力を尽くしたいと思ひます。ただいま申し上げましたように、責任の問題の一番の究極は、そういうふうな今後二度とそういうことが起こらないように、警察のみならずあらゆる方面で改善、全力を尽くすことにあると思ひます。全力を、しかし一つの考え方としては、やはりもっと御関係の深い方が政治的な御自身の御判断から、この際自分が辭職することによって責任を明らかにしたほうがいいと御判断になり、今回の御意向を了とした次第であります。先ほどお話がありましたように、その辭職だけでもって全部が終わったとか、それで内閣の責任が済まされたとか、それは毛頭考えておりません。内閣全体の責任として、厚生省にもあるいは総理府にもあるいは文部省にも、あらゆる方面にわたってこういうことがないように、すでに全力を上げてやっております。

を聞いて、そうして自分の出処退進を明らかにされた、こういうことなんです。が、この公安委員会に出席したのはだれとだれとだれですか。

○江口俊政府委員 事件の起こりました翌日、一昨日でございまして、集まられたのは小江利得委員と安井英二委員、それに委員長の早川公安委員長であります。

○阪上委員 そういたしますと公安委員会を開催する条件の最低限度でもって行なわれた、こういうことなんです。ね。三人です。

○江口俊政府委員 委員長を含めて三人でございまして、公安委員会では何らかの議決というものをやりますには三人要るわけですが、委員長のほかには、だから、とりあえず緊急に開かれたために、そこで議決をしたとか決裁をしたとかいう結果にはなっておりませんと思ひます。お三人だけで大臣室で話し合われたことではございまして、私内容は存じませんけれども、法的にはそうだろうと思ひます。

○阪上委員 決議であるとかんとかという問題じゃありませんで、ただ了解を求めるとか意見を聞くとかいう形において行なわれたんだと思う。しかしながら、こういう重大問題が発生しているときに、かりに公安委員会を開いて事を決しなければならぬというふうな問題が起ったときに、いまのような形態では許されぬと思ひます。この間行なわれたような公安委員会というものは成立しないと思ひます。

○江口俊政府委員 御指摘のように、ただいま金政公安委員の後任は欠員になっております。だから四人でございまして、あと二人の公安委員は、一人は永野重雄委員、一人は名川保男委員でございまして。永野公安委員は、御承知のように富士製鉄の社長でございまして、現在訪米経済視察団の副団長として渡米中でございまして。名川委員は、弁護士さんでございまして、その用で香港、台湾のほうを、五、六日でございまして、回っておられまして。それで、普通の公安委員会の開催日は木曜でございまして。木曜でございましてから、水曜の晩までに名川委員が帰ってこられないと、永野さんはアメリカですから帰れませんので、三人にならないということと、特に名川公安委員は水曜の午後こちらへ帰るといふ予定で日程を組んで行っておられた。そこで、緊急に一日繰り上げてやるといふことになりましたから、こちらからこういう事態を連絡いたしましたことにはございまして、永野さんという飛行機その他の物理的な関係でございまして間に合なかつたという事情でございまして、普通でありますれば、三人そろつたということをご考慮してやっておられたようでございます。

○阪上委員 国家公安委員長に伺いますが、いま言ったような公安委員の体制であります。明らかに金政委員の後任が見つかっていない。一名欠であるというもとにおいて、しかも定例公安委員会だけでは出られるような措置は一応講じておる、こういうことでありますけれども、しかしながら公安委員会が決議しなければならぬ、いろいろな事件が突発的に発生してきたときに、公安委員会はこれを何らきめられないというふうな情勢のもとに置かれておるというふうなことは、一体公安委員会の任務なんというものを何と考へていらっしゃるんですか。わかり切ったことでしよう。物理的であらうと科学的であらうと、わかり切ったことです。そういつた事態を考へて、ほんとうに公安委員がまじめに公安委員であることを認識しておるならば、やはりそういう行動はとれないだろうと思ひます。交代していくとか、時期をすらすとかいうことによつて、少なくとも三名は確保されておる状態のもとに置かれていなければおかしいんじゃないか。それを物理的科学的に知らぬけれども、電報を打てば、今日のことから飛行機ですぐ帰ってこられるんだというふうな考え方では運賃されておるといふところに、公安委員が自分に与えられた職責の大ききさというものをあまりにも自覚していない。突発的な事件が次から次に起つたときに、公安委員会が処理しなければならぬとき、一体どうするのですか。委員長、どうです。

○赤澤國務大臣 その問題は、私の一番懸念しておるところでございます。実はさつき官房長官からも話がありました。が、閣議でもライシャワー大使の事件を非常に討議したわけでございまして、私も御案内のとおり、時間がないもので、まだ今日まで公安委員の臨席にお目にかかつてすらいないうわけではございません。定例日は来週の木曜だそうだけれども、責任上私は一日も早く委員諸君にも会つて、そし

て私は委員長としての職責を果たさなければならぬと今日考えております。できれば明日でも臨時に集まってもらって、そしてあの件につきまして、私は新委員長として、その委員記者がどういふ感懐を持っておられるか聞かなければならぬと、今後のことにつきましてもお互いに協議しなければならぬ問題が多々あると思っておりますが、いま阪上委員が言われますとおりに、公安委員が少しゆるんでおられるのじゃないかという意味にとれる御発言があったわけでありまして。公安委員は、申すまでもなく全国の公安について、極端に言えば毎日、しかも二十四時間責任を負わなければならぬという重大な立場にある方々でございます。こういった点につきまして、私は委員の諸君とも会ってこの人たちの考え方といたしまして、公安委員会の今日の立場といたしまして、そのを明確にいたしまして、今後の反省の資料にするとか、あるいは新しい考え方を生み出さなければならぬと考えておられます。私もあなたの考え方と同じ愛意を持つてございます。

○阪上委員 新国家公安委員長にお伺いするの、事情がよくわからないでしようからどうかと思ひますが、ただいまのような問題点については、ひとつ十分に検討していただきたいと思ひます。同時に、これは私非常にがんこな考え方でありましても、こういった責任を委員長が背負うという形——そういった場合が出たときは、むしろ国家公安委員の全体責任という考え方が出てこないのは私はどうもふしぎでしようがない。なぜこの公安委員長だけが責任を持つのか、合議体として処理されていっているこういった国家治安の問題について、なぜ委員長だけが國務大臣であるからというだけの理由で責任を負うのか、そんなことは関係ないと思ひます。負うならなせ国家公安委員会全体の責任という形で出てこないか。今回の場合、公安委員長が責任を負い、公安委員会が全責任を負うべきだという論ではありましても、私どもは、今度の場合は内閣が全責任を負うべきだという考えを持っておりますが、公安委員会が責任を負うという場合に、委員長だけがやめればそれでいいのだという考え方、連帯責任感のないところに私は大きな問題があると思ふ。この点についての見解を伺っておきたいと思ふ。

○赤澤國務大臣 おっしゃったように、私もこの問題についてもあわせて検討してみたいと思ひます。それは、前委員長がおやめになりましたの、やめるように強要したわけでもなんでもありませんので、これは早川前委員長個人が自分の政治判断に基づいて決然としておやめになった。この責任につきましては、先ほど申しましたようにこれで終われり、今後は戒めましますものでありましても、私どもは決意を新たにしまして、こういうことが再び起こらぬための措置を責任ともからめて十分検討したいというのを申し上げておりました、今後の推移を少し見守っていただきたいと思ひます。

○阪上委員 この責任問題というものは、ただ単に早川さんがやめたただけで解決した問題じゃない。いろいろな意味における責任というものが残っており、黒金官房長官ないし国家公安委員長長の御答弁でありますので、私は了とします。どうか、やはりそういう考え方で問題の処理をしていただきたい、かように思ひます。

次に、多少小さな問題であります。この少年が病院に入りたいたとして行ったところが、ベッドがなくて入れなかったという問題が出てきておりますが、厚生省の方が来ておりましたら、その状況を簡単に説明していただきます。

○若松政府委員 今度のこの少年が精神病であつたかどうかということにつきましては、私どももいたしましては、現地の衛生部を通じて調査いたしました。すでに新聞等でも報道されておりますように、数日間入院いたしました。精神科の疑いを持って治療するようにとすめられたのでございまして。しかし、家族ががえんじく入院しなかつた、その後入院を続けるようになつた。その後外來でも治療を続けるようになつた。この患者がどのような病状であつたかということについては正確な判断を持っております。

○阪上委員 それで伺ひますが、こういった異常青少年ですね、これに對して強制入院というふうなことが出来るようなことになつておられるかどうか、イエスかノーでもけっこうです。

○若松政府委員 精神衛生法という法律がございまして、この法律の規定で、精神障害者がみずから傷つけ、あるいは他人を傷つけるおそれがある場合には、申請によりまして、知事が指名します鑑定医が鑑定を行ない、その結果によりまして強制收容を行なうというたてまえになっております。

○阪上委員 こういった精神異常者といふものは、鑑定の結果にもよるでしょうけれども、全国的に見てどのくらいの数になつておりますか。

○若松政府委員 現在五万三千名がこの強制措置によつて入院いたしております。まして、月々およそ二千名前後がこの措置で收容されております。

○阪上委員 そういった鑑定の結果、入院させなければならぬという者の全部が入院させられるのですか、どうでしょう。

○若松政府委員 この問題は、非常にむづかしくございまして、どの程度の対象があるのかという把握が第一困難でございまして。私ども、本年度精神衛生実態調査といふものを全国的な規模で行ないまして、もちろんサンプルをとつて調査するわけでもございまして、それを全国に引き伸ばして推計をいたしております。その結果によりますと、精神障害者といふふう非常に広い意味にとりまして、精神病者あるいは精神病質者、あるいは高度の精神薄弱者等をひくくするめまして、約百二十四万人と推計したしております。この中で入院を要する程度の者は約二十八万人あるという推計をいたしておりますが、この数は推計でございまして、つかんである実数はございませぬ。

○阪上委員 かりに二十八万名を現在の時点において入院させようとしたら、ベッドは約十四万床足らずでございまして、所要量の半分程度でございまして、現在一万床程度が年々増加いたしております。

りまして、私ども、四十五年を目標に二十一万床まで急増床したいということ、現在努力中でございます。

○阪上委員 黒金官房長官に伺ひますが、ただいまのような状態です。どういふように措置されますか。

○黒金政府委員 私、どうも大臣でないもので、十分なお答えができませんのでありますが、いま公衆衛生局長からお話のありましたようなことをもつと突き詰めて推進する、あるいはまた家庭内におきまして、入院できない不幸な人に対しまして、これに對する何らかの援護を申しますか、監視と申しますか、こういう措置を講じていきたいということでも万全を期したいと思ひますが、どうも詳しくは所管でないものですから、わかりませぬ。

○阪上委員 厚生省にもう一つ伺つておきますが、諸外国へ参りますと、少年病院といふものが公營でもつてつくられておる。この事実は御存じだと思ふのです。カナダへ行きましたも、あるいはまた北歐三國等を回りまして、われわれの目に飛び込んでくる驚くべき施設として、みごとに施設として少年病院が各所に公營でつくられておる。こういうことは、あなた御存じだと思ひます。日本ではそういうようなものがあるのですか。

○若松政府委員 少年病院といふものは、どのものをおさしたか、チャルドンズ・ホスピタルといふものは方々にございまして。そのチャルドンズ・ホスピタルといふものは、通常小児科の各科の総合病院でございまして、もちろん精神系統の神経疾患も取り扱います。

この病院は、そういうふうな一般の疾病を扱いますので、そのほかに、厚生省で児童局に教護院というものがございまして、十八歳未満の子供につきましましては、非行少年あるいは非行のおそれある者については、教護院に収容いたしております。危険のある成年者については、ただいまのようにできる限り精神衛生法で措置する方針をいたしております。

○阪上委員 なるほど日本を見ますと、小児科であるとか、婦人科であるとかという区分によって病院が通常やられておる。総合病院ももちろんありますが、しかしそういう概念じゃなくして、青少年を対象とする、いわゆる発育盛りのきわめて重要な時期にあるところの青少年を対象とする総合的な公営の病院というものが存在してないのではありませんかと私は思う。教護院その他というのはまた特殊なものです。そういう施設が諸外国ではもう一歩進んでおる。だから、この推計二十八万人の入院を要するところの精神病者に対して、これだけの措置じゃなくして、もっと広い意味における青少年対策の一環としての青少年病院というものが考えられてしかるべきである。私は希望だけに思っております。これは希望だけに思っております。黒金官房長官等も対策を立てられる場合には、ひとつ詰めてそういうこともお考えに置いていただきたいかように思います。

いま一点お伺いしたいのですが、青少年対策がやはりこの問題の背景として大きく取り上げられなければならないかと私は思います。青少年対策について、青少年問題協議会が中央、地方を問わず盛んに力を入れておることは事実であります。どうもこれが単なる非行少年対策、要するに文字通り青少年問題協議会という形において行なわれておるものでありまして、問題青少年対策、ことばをかえていえば、そういう範囲にとどまっております。もうひとつと広い意味の青少年対策というものをこの際展開する必要がある、私はかように考えるわけであります。現在の青少年に大きな希望を持たして、そうして世界観を樹立させて、堂々と全世界に飛躍できるような青少年、そうして現在行なわれておるような問題青少年対策のごとく、何しやいけない、かにしやいけないというべからず主義の青少年対策ではなくして、与えるべきところのものは十分に青少年に与えていく、こういうような青少年対策というものを推し進める必要があると私は思うのであります。今回の事件が起りましてつくづく考えられるのは、わが国における青少年対策があまりにも貧困であるというところでございまして、ああいった問題青少年対策だけでは、こういった問題の抜本的解決にはならないのではなからうかと思つて、ところがわが国の青少年対策を見ておきますと、きわめて貧困であるというところでございまして、こういった点について、やはり思い切つて青少年対策を推し進める必要があると思つておる。青少年局を総理府の中に設けようという法案が出ておるようでございますが、こういったことと関連いたしまして、もう少し青少年対策に政府は力を入れなければいけないのではないかと。ほしものものがあつても、それを自分のものとすることが

できないような環境に置かれておる青少年、あるいはけつこうな家庭に育つておつても、何の希望もなく漫然と生活をしておるところの青少年、ましてや世界の青少年と交流、交歓いたしまして、そしてみずからの力で世界観を樹立して、日本の国は将来どうあるべきかというような高邁な精神を持った一大青少年運動を展開できるような形に持っていかなければ、ほんとうの意味の青少年対策でない。繰り返していいますけれども、問題青少年対策というやうなところから小さくから閉じて入つておるやうな対策では、とてものことにおこつた種類の事件すら解決することができないのではないかと、私はこのように考えるわけであります。青少年対策について、もっと確固不拔の、しかも東西古今を通するところの大運動を展開するやうな、そういうものをこの際やはり青少年対策として打ち出す必要があるのじゃなからうか、こういうふうには私は思うのです。そういうことをほんとうに着々実施することによって、あるいは早急に実施することによって、警察が取り締まり上非常に困難を感じ、行き詰まってしまうという問題の解決する大きな基因にもなるのではないかと、私はこのように考えるのです。この点については、ひとつ所感を承つておきたい、かように思うのであります。

○黒金政府委員 阪上さんの御指摘になりましたように、大体こういう問題は、病的なものをおさす、たとえば児童福祉関係におきまして、虐待されておる、あるいは異常な児童から始めていくということ、どうもそういうものがめられたものの矯正から始まらうと思つておる。それが児童あたりになりますと、児童がもっとすくすく健康な発育ができるように、こままでよく育てておるのであります。青少年の問題につきましても、御承知のとおり、精神の問題でありますとか、あるいは覚醒剤の問題でありますとか、こういうものがめられたものをいかに矯正するか、いわば非行青少年対策から出た発しましたことは御指摘のとおりであります。しかし、この協議会の活動をしておりました、たとえばユースホステル、これは決して十分とは申せませんが、これの整備充実とか、スポーツの振興でありますとか、こういった積極的な方面にも次第に力を発揮し始めております。いま御指摘のあった青少年局でございまして、青少年局の機構をつくつただけで、それで仕事でできたとは決して思いませんが、総合的なこういう機構をつくりまして、青少年行政の長期的な計画を立案いたしました。それから、文部省でありますとか、厚生省でありますとか、各省にわたる行政でありますから、ここではんとうに連絡、総合調整をとつて、均衡のとれたいき方をしたい。また、各省にいままで所屬しておりました、各省にいままで所屬しておりました、これはなかなか所管を要するとはむずかしいやうな感じがしますが、どうこうということもないやうな感じがして、この青少年局を幸ひにつくることとができますならば、これを契機といたしまして、いまおっしゃいますやうな矯正できる非行青少年というよりもっと進んで、次の代をよつて立てるやうな青少年を育て上げるといふ方向に仕事をしたい、こういう

考えでございまして。○阪上委員 大体私の考えておりましたやうな御答弁をいただきまして、まことにありがたいと思つております。こんなことは、私どもも何回となくここで論議してきた問題であります。そして、青少年には、むしろそういう取り締まりの面ばかりでなく、逆にもっと与えていく、また、青少年みずからが自分の考え方によつて一大青少年運動を展開していく、そして日本の将来をどう持っていくかということ青少年みずからが自分で展開していく、そういう運動を起こすやうなものをつくつていくといふ形ですか、アドバイスしてやる、こういう形でないやいけませんと思つておる。この犯人の少年を見まして、これをよく検討して、彼の自供から考えてみても、狂つた考え方であるかもしれない、あるいは間違つた考え方であるかもしれない。つまり、ぶつつけ方があまりにも間違つておるということとはつきりしておりますけれども、しかし、自分の目が悪いということ占領政策にさかのぼつて考えているという考え方、それが正調を得ているとは言えませんが、考えてみれば、まことにいじらしい考え方であると思つておる。そういう境遇に置かれておるということではないかと思つておる。したがって、非行少年になる以前に、もっともつとこういつた精神異常者であるかどうか——まだ判明いたしませんけれども、あるいは先天的なものであるかもしれないけれども、そういう青少年に対しては、あるいはあつたかゝり気持があらば、あるいはあつたかゝり考え方に導く必要はなかつ

たではなからうか、一途に思い詰めさす必要はなかったではないか、こういふように思ふわけでありませう。私どもも注意しなければいけません。政府の青少年対策に何か一つ欠けているものがあるではないか、こういうように思ふのであります。そういった点について今後ともぜひ善処していただきたい。これだけ希望いたしましたので、私の質問を終わりたいと思います。

○森田委員長 消防組織法及び消防団員等公務災害補償責任共済基金法の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案についての質疑は昨二十六日終了いたしました。

これより討論に付するものであります。が、別に討論の申し出もありませんので、直ちに採決いたします。消防組織法及び消防団員等公務災害補償責任共済基金法の一部を改正する法律案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○森田委員長 起立総員。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○森田委員長 この際、田川誠一君、安井吉典君及び栗山礼行君から本案に対し附帯決議を付すべしとの動議が提出されておりますので、本動議を議題とし、その趣旨の説明を求めます。

田川誠一君。

○田川委員 私は、自由民主党、日本社会党及び民主社会党の三党を代表して、消防組織法及び消防団員等公務災

害補償責任共済基金法の一部を改正する法律案に対する附帯決議案の趣旨説明を行ないたいと思ひます。

まず、附帯決議の案文を朗読いたします。

消防組織法及び消防団員等公務災害補償責任共済基金法の一部を改正する法律案（内閣提出第三十一号）（参議院送付）に対する附帯決議

政府は、自治体消防が国民生活の安定と災害の防除に果たす役割がきわめて大きいにもかかわらず、消防力の整備が必ずしもこれに即応してない現状にかんがみ、左記事項について適切な措置を講ずべきである。

一、社会環境の複雑化に対処し、市町村が消防力の基準に基づく消防施設整備計画を推進できるよう、国は十分な財政措置を講ずること。

一、非常勤消防団員に対して、国は報酬及び手当の増額等その処遇を一層改善する方策を講ずること。

右決議する。

以上であります。

自治体消防も十五年の歳月を経まして、ようやくその基礎を固め、最近飛躍の時期に差しかかっているものであります。近代消防が高度の技術性と科学性を必要とするからには、人的面とともに物的な施設面の整備充実をはからなければならぬと思うのであります。

そこでこの際、第一に、消防施設の強化につきましましては、消防施設強化促進法にのっとり、十カ年計画を樹立いたしまして、そして消防力の増強に当

たつてきたのでありますけれども、実情はきわめて不十分であるばかりでなく、逆に後退の傾向すら見られるのであります。このような現状にかんがみまして、市町村消防の充実、強化をはかるために、国は十分なる財政処置を講ずべきものであると思うのでございます。

第二に、消防団員の処遇改善につきましましては、非常勤消防団員の処遇改善に関する中間答申にありますように、現行制度の実施以来の努力にもかかわらず、現下の社会、経済事情に顧みるとき、その処遇はきわめて不十分な状態に置かれてありまして、このことが消防団員の確保対策にも大きな関連を有しているのをごいまして、このような事情で附帯決議をせむとつたかと思ふのでございます。

以上が本決議案を提出いたしました理由でございます。何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○森田委員長 本動議について採決いたします。

本動議のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○森田委員長 御異議なしと認めます。よって本案は、田川誠一君外二名提出の動議のごとき、附帯決議を付することに決しました。

この際金子政務次官から発言を求められておりますので、これを許します。金子自治政務次官。

○金子政府委員 政府といたしましては、本決議の趣旨を尊重いたしまして、善処いたしたいと思ひます。

○森田委員長 お諮りいたします。ただいま議決されました本案に關す

る委員会報告書の作成等につきまして、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○森田委員長 御異議なしと認めます。よってそのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○森田委員長 引き続き、ライシャワ大使の傷害事件に関する問題について質疑を続行いたします。

安井吉典君。

○安井委員 このたびの遺憾さわるライシャワ傷害事件につきましましては、先ほどの阪上委員の質問によりまして、相当その中身が明らかにされたわけでございますが、黒金官房長官はすぐにお帰りにならなければいけない御予定があるそうでございまして、官房長官にお尋ねしたいことが実はたくさんあるのですけれども、これは非常に重要な問題だと思ひますので、ただ一点だけしほって端的に伺いたいと思ふのです。

先ほどの質疑の中にもございましたが、この事件をめぐる責任問題でありまして、早川国家公安委員長の辞職という形で一応いあるわけでございますが、二十五日の赤澤新国家公安委員長決定後の黒金官房長官の記者会見の模様が伝えられております。新聞記事によりますと、黒金官房長官は、このたびの早川國務相の辞表提出はやむを得ないものであったということを前段にお述べになつてから、そのあとにこういふふうな新聞は伝えております。「しかし行政責任についても閣内、党内になかなかきびしい空気もあり、私

から赤澤新委員長に伝えて善処方を協議したい。この点は新委員長の就任後初めての宿題になると思う。」こういう表現があるわけですね。この行政責任の追及という意味は、警察庁の幹部、あるいは警視總監に対する行政責任の追及と、こういう意味合いを含めての御発言か、あるいはその他のことを想定されている言われ方か、その点、ひとつはつきりこの際お聞かせをいただきたいと思ふのです。

○黒金政府委員 一昨日の記者会見で、公安委員会が二十五日の朝ございまして、一応その時点においては、先ほど来お話がありましたように、行政的な責任をとらすることはちよつと無理だというふうな御判断があった、政府はどう考えておるんだというふうな質問がございまして、私どものところにいるか、いろいろな意見の中には、行政責任ありという意見もございまして。しかし、公安委員会がある時点においてそういう御決定をなさつたならば、新大臣がよく御検討になることとございまして、こういうことを申し上げた記憶がございまして。

○安井委員 そのことは、つまり内閣の大番頭という立場の官房長官として、新大臣に対して、こういうふうな空気があるからこうしなさい、こういうふうな言い方で問題を投げかけるおつもりなのかどうか、その点をひとつ伺ひます。

○黒金政府委員 私どもはそこまでのことはございせんし、また具体的に今回の問題というよりも、行政責任をどういうふうにかけるべきかという抽象的な問題として、やはり考える必要

があるであらうというふうには考えております。また同時に、先ほどもちょっと触れたと思いますが、きょうの閣議におきまして、警察というものがいかなる立場にあるべきかという点につきましては、いろいろ御意見もございました。今後一体どういふふうにやっていったら一番いいんだというふうな点について、新公安委員長が十分検討したい、したがって今後は公安委員長、あるいは公安委員会と申すのが正しいですか、あるいは警察庁とも十分御検討があることを考えております。

○森田委員長 門司君。

○門司委員 官房長官に最初に聞いておきたいと思いますが、国会でこの事件についての報告を外務大臣にされております。このことはどういふ理由ですか。この事件自体の責任者というものは外務大臣ではなかったと思うのですが、この間の事情をひとつ明らかにしておいていただきたいと思ひます。

○黒金政府委員 これは私どもの見解があるいは間違つておったかなど、実はいろいろとあとから考えるところもあつたのでございますが、あの問題が起きたときに、やはり国際的な影響、これを念頭に置いておつたことも事実でございます。したがって、まあ外務大臣から御報告願つたほうがいいんじゃないかということ、国会対策等とお打ち合せをいたしまして、外務大臣に御説明を願つたわけでありまして、その後におきまして、むしろ総理がいいんじゃないか、先ほど阪上さんがお話しになりましたように、これは治安だけの問題でもない、国際的な問題でもない、あらゆる点に

わたる問題なんだというふうな御見解からいたしまして、総理がよかつたんじゃないか、実は私自身もいま反省をいたしておりますところでございます。反省とまでいきませんが、とおいつ、どっちがよかつたかなど実は迷つておるのでございます。御批判としては謙虚に承つておきたいと思ひます。

○門司委員 どうも私どもも議場で実は奇異な感じがしたのです。一体外務大臣が何の用があつてこういう事件の説明をしなければならぬかというのと、私はこの点はやはり内閣の考え方の上に一つの大きな誤りがあるんじゃないかというのを言わざるを得ないのです。しかし、ここであなただを追及してみたところではどういふと思ひますけれども、少なくともこういふ事犯について、事犯の直接の責任者というのなら公安委員長が説明するべきであつて、外国に対する配慮というものがあるれば、これは総理大臣でなければならぬ。これは間違ひないのです。どつちかでなければならぬというところで、将来この種の問題について、対外的な関係もありますし、国会も、報告した人に質問しないで、質問の場合にはほかにいくという形で妙な関係を持っておりますし、いまの官房長官のお話で、時間もございませんから一応切つておきたいと思ひます。

それからその次にもう一つ聞いておきたいと思ひますことは、過去に日本にこういう事件が二つあつたわけですが、一つは明治二十四年でありまして、当時のロシアの皇太子のニコラスが来たとき、警備の津田三蔵がサーベルで刺したという事件、それからその

次は日清戦争のときに、講和大使といふが、とにかく李鴻章をビストルで打つたという小山六之助の事件、二つあつたわけですが、これらの事件と今度の事件について、内閣はどう考えているか。あのとき内閣がとつた処置と、今度の内閣がとつた処置と、私はいささか違うと思うのですが、こういう過去に二つの事件があつて、あとの明治二十八年で、前のは二十四年でありましたか、かなり時間的に経過もしておりますが、国際情勢も多少変わつておろうかと思ひます。それから国内情勢も非常に大きく変わつております。私は必ずしもこれを一律に議論しようとは思ひませんが、その当時内閣がとつた外国のそうした高官の諸君に与えた危害についての日本の何と言ひますか、謝罪ということはどうかと思ひますが、そういうものと、今度の事件とに私は多少開きがあるように感ずるのですが、官房長官はどうお考えになりますか。

○黒金政府委員 どうもいまのお話でございしますが、私も実はあまりに占いと云つては恐縮であります。まあ憲法も旧憲法時代——あの当時はたしか陛下がわざわざいらしていろいろ御慰問になるなど、いろんなことがあつたように承つておりますが、私どももいたしましては、やはり今度の事件につきまして、比較すべきものは浅沼委員長長の事件でありますとか、新憲法になつてからの事件をおおむね頭に置いて考えておつた次第でございます。

○門司委員 私が聞いておりますのは、そういう事件自体じゃないのです。これはやはり外国の、少なくとも一國

を代表した大使ですね。したがって、さつき申しましたように、時代が変わり、憲法が変わり、社会情勢が変わつておることは、現実の問題としては現象的には間違ひない。しかし基本の問題として、外国の高官であることに間違いがない。そうするならば、やはり国の態度というものは、おのずから外国の高官に対する儀礼もありましようし、というふうなことは、何ほ時代が変わつたからといって、そんなに変わるものではないのじゃないかというところが考えられるのですが、その点についていまの御答弁で、どうも国内の事犯と同じような考え方で処置するんだというふうなことは、私はやはり日本の外交に対して——ことさらに何もアメリカだからどうこうというわけじゃありません。いろいろな方面にこういふ事件が起こらぬとは限らぬと思ひます。そういう問題については、もう少しやはり対外的に日本が責任を負うというふうな謙虚な態度が必要じゃないかと思ひます。

この間の答弁を聞いてみましても、遺憾の意を表するということとは再々言われておりますけれども、それなら具体的にどういふ処置をとつたかということ、大臣がおやめになつたということだけで、あとの処置は何もない。こういう点につきましても、私はもう少し誠意のある答弁を願ひたいのであります。もし答弁がございましたら、ひとつこの機会にしておいていただきたいと思います。

○黒金政府委員 事件が起こりまして直ちに外務大臣がお見舞いに参りました。また、私も総理のお使いで病院に参り、また国会中で席を離れられな

かつた関係上、夕刻総理も見舞いに参つております。同時に私どもは、私の談話といたしまして、非常に遺憾であり、日本国民はこのような事件を最も嫌悪しておる、国民全体として日米間の良好な外交関係、親善関係がそこなわれないことを切望しているものと確信する。また同時に国内に對しましても、政府はこういうことが今後絶対に起こらないように万全の措置を講じたので、ひとつ国民の皆さんも御協力賜りたい、こういう趣旨の談話を出し、また総理からジョンソン大統領あてに、また外務大臣からラスク國務長官あてに、遺憾の意を表し、お見舞い申し上げ、そしていま申し上げたように両国間の親善関係がそこなわれないことを国民全体が切望しておる旨の、総理からは親電、外務大臣からは親書、これを武内大使に送りまして、武内大使は、あはれちやうど夜でございましたが、電報が着きまして、直ちに國務省に電話をすると同時に、翌朝直ちにそういうものを持ちましてラスク國務長官に会ひまして、いろいろとお話を申し上げ、これに対してジョンソン大統領からも、アメリカ国民が親善関係をそこなわなくて済む、このようないふことを確信しておりますというふうな懇切な電報も参りましたし、私ども率直に申し上げまして、アメリカでの新聞論調その他比較的平穩に受け取つておるようでございます。

ライシャワーさんの病床の写真も掲げまして、比較的穩やかに扱つておるようと思ひます。けさ外務大臣から御報告がありました。世界各國におきましても、ますます穩やかな受け取り方をされておるよう

です。

御努力を今日までされてまいりましたか、それをひとつ伺います。

○江口(俊)政府委員 ただいま厚生省からお答えになりましたように、警察官が警察官職務執行法によってそういう者を保護した場合には、保健所に届け出なければならぬという義務があるわけでごさいますから、保護をいたしました場合は通報しておるわけでごさいます。ただ今回の少年につきましては、取り調べはもちろん三、四回やっております。頭が少しのりいなという感じを持ったそうでありまして、いづれゆる保護ということを一回もしてないものですから、したがって通報もしてないということでごさいます。

○安井委員 いまの問題については警察庁側の御答弁もありましたけれども、いづれにせよ、できるだけ早くうちに把握するということがなくては、きょうは社会保障的な立場よりも、むしろ犯罪捜査というふうな面から問題を持ち出しているわけでありまして、けれども、こういうような事件は今後あとを断たないということになるのではないかと思います。何か新聞などの報道によりまして、大使館のぐるりを一年間に十四、五人くらい浮浪者あるいは変質者といいますが、そういうような人たちがうろついている。そういう事態を警察自身が知っている。というふうな新聞の記事もありまして、アメリカ大使館のまわりにはそういう集まりやすい雰囲気があるのかどうか知りませんが、そういうふうな事態があるように見えますし、それからいまでもいろいろな犯罪があった場合も、変質者によるこの犯罪というものが

が相当多いように思うわけです。それだけにやはりこの問題には真剣にお取り組みになるという姿勢がなくてはならないと思うのですが、いかがですか。

○江口(俊)政府委員 安井委員のおっしゃるとおり、私たちとしては、変質者が野放しにされているという状態が一番こわいわけでごさいます。その点から、犯罪予防という点からもういふものを捕獲する方法を考えなければならぬと思うのです。ただ、このことがすぐ戸口調査というふうなことに結びついていくか、あるいは保健所に對する通報義務と同じように、そういうものは一応警察へ届けてもらおうということにするのか、そのやり方はいろいろあると思うのです。それはまかり間違つてやばい人権に非常に影響のある問題でごさいますから、方法につきましては、私ここでこういう考えだということとは申し上げられませんが、いづれにせよ、何らかの方法で警察の視野に入れなければならぬという考えは持っております。

○華山委員 関連。変質者のことにつきまして伺いたしますが、私の経験によりまして、現代のごさいますから、人権を尊重するというようなことはもちろん必要でごさいますけれども、私どもが見まして、変質者だといふことが明白であり、私が役所の仕事をやっておりまして、しばしば脅迫に来る、あるいは短刀あるいは硫酸を持って来るような事態が起きました。警察のほうではなかなかこれを精神病院等に入れるという措置をとりません。こういう点非常にむずかしい問題だと私は思いますけれども、

も、そういうことにつきまして、もちろん人権じゅうりんにならないような意味で適当な精神の鑑定をするなりそういうことは必要だと思ひますけれども、そういうことにつきまして、何かものごとが起かなければ警察といふものはその人を処置することはできないようになっていまして、ごさいます。

○江口(俊)政府委員 現在の警察の発動のたてまは、いまおっしゃったようなことになっておりまして、まことに残念でごさいます。われわれ自身におきましては何とかしてもらいたいと思ひますが、警察におきましては、先ほど申し上げたように、警察におきましては犯罪を犯した者、あるいは保護の点でいいますれば、自傷ないし他傷のおそれのある者というにしろられておるものから、常識的には当然そういう者はおそれるごさいます。ありますけれども、そういう何らかの徴候というか、少しでも行動に出ない限りにおきまして、ただ徴候があるとして精神医のほうに送るというわけになかなかいかないわけでごさいます。したがって、私の記憶します最近における唯一の事例は、バスの中で女の車掌に注意をされて、恥をかかれたというところで、帰ってから数回にわたる、覚えてろというふうな電話をかけたのがありまして、これなんか明らかにどうも精神異常の傾きがあるというところで、これは強制的に都知事におきまして鑑定をしまして、そして現在精神病院に入院させておるというふうなことになるわけですが、そういうやり方を、何ら行動に出ない前に大いにやったほうがいいものかどうかと

いうことにつきましては、ただいまここので、いまからそういう者を見つけた次第ありますというのを申し上げるのにはちょっといかがかと思ひますので、差し控えたいと思ひます。

○華山委員 今度の例におきましては、ライシヤワ大使にああいうふうな不幸なことが起きたのでありますけれども、具体的にあの人はあの事前に警察なりあるいは厚生省等の関係で精神病院に収容することができたものでございましょうか。

○江口(俊)政府委員 二月二十六日に、一月二十日の放火事件について取り調べました際に、先ほど申し上げたようにアリバイ、証人その他の関係で容疑が晴れて釈放したものですから、これは保護処置をとっておりませんけれども、あの状態で、もう少しこちらのほうに頭が変だという確証がありまして、そのときに保健所に連絡をすし、そうすると保健所のほうで精神を鑑定されまして、おそろく監置されておったのではないかと思います。

○華山委員 人権の尊重はもちろん必要なことでごさいますし、これが乱用されるようなことはもちろん慎重なければなりませんから、非常に注意してやらなければならぬと思ひますけれども、こういうのをどうして警察や保健所等ではおおくのほうでいうふうな思われる事態が多い。やはり危険のあるような人については、これは人権を重んじながら適切な処置をすみやかにとるようなことをお願いしたいと思ひます。また、私の経験によりまして、警察のほうで処置をした精神異常者というものを、精神病院等に収容した場合に、非常に臆病でごさいます。

して、人権じゅうりんになるおそれがあるというところから、常態に戻りますと、これはベッドの数によるのかも知れませんが、すぐ精神病院から出す傾向がある。そうして間もなくまたその人がいろいろなことをやり始めるという事例も私は見ております。そういうこととの関係もございまして、人権尊重のことでもございまして、むづかしい問題と思ひますけれども、ひとつ丁寧な、ある場合におきましては勇気をもって、精神異常者というものは処置していただきたいと思ひます。

○大石(八)委員 関連して。先ほど警察庁長官から経過の報告がありましたけれども、その中で、朝、母親が公安官に届けて、六時何分の汽車に乗ったからというお話の中に、凶暴性があるからということばがあったと思ひます。そして公安官に届けて押えてくれということがあったという報告がありました。公安官のほうは横浜及び東京に連絡したが見当たらないので、単なる家出人というふうな解釈でそのままにそこで切れたというふうな聞きましたが、そういうことはございまして、

○江口(俊)政府委員 私はそういうふうに聞いております。

○大石(八)委員 実は運輸省の方がおられますので質問にならないわけですが、この事件がたまたまこういうことになりましたのでそう言えるのかも知れませんが、凶暴性があるといふことをつけ加えて母親が公安官に言ったとすれば、いわゆる混雑をしてその場では見えないというところはあります。私どもの解釈であれば、当然監視

庁なりその他に連絡をしてその問題を引き継ぐことが妥当のように考えられます。また、今度の事件の結果から考えれば、警察のほうからいえば、そのときに連絡してもらえばいいという事は必ず考えられると思うのであります。鉄道のほうと警視庁、警察との間には、きのうあたりは公安委員会と消防との間に協定を結んではどうかというように緊密な連絡のこともありましたけれども、おそらく公安官と警察の間はもつと緊密なものではないかと実は思うのですが、その点は制度的にはどういうことか。私はしろうとですが、警察のほうと鉄道の公安官の關係は制度的にはどうなっているのですか。

○後藤田政府委員 鉄道公安官と警察官との相互の協力關係でございまして、刑事關係につきましては一般的に捜査の協力協定というものがございまして、平素から緊密な連絡をいたしております。ただ、本事件の場合には、先ほどお話しに出ておりましたように、確かに危険性があるのだという届け出があったようでございまして、鉄道公安で発見ができなかった。おそらく家出人の保護という観点で処理をせられたのじゃないかと思いますが、そういうことで警察との連絡がうまくいかなかった。こういう点につきましては、将来、この事件を大きな教訓として、私どもも刑事關係のみならず、そういった家出人等のうち、犯罪を犯すおそれがあるといったものの程度までについては、やはり相互の通報というところを両者の間できめて改善をはかっていきたい、こういうふうに考えております。

○大石(八)委員 いま、おそれのある

ということについては連絡し合わないという制度、と言つてはおかしいのですが、制度になつてゐるのですか。

○後藤田政府委員 もちろん、犯罪を犯すおそれがあるということであれば連絡することになつておりますが、先ほど私が申しましたのは、多少舌足らずで申しわけございませんでしたが、單純な、何と言いますか、家出人といった程度をやや越えておるといふ程度のものであれば連絡をする、こういうふうに改めていきたい、こういうこととであります。

○大石(八)委員 長官の報告では、母親から、狂性性があるということをつけ加えて届け出られて、取り押えてもらいたいという願ひだったそうでありまして、先ほどから官房長官なり委員長に対する質問で、行政責任の問題が出ておりました。行政責任の問題が警察庁なのか警視庁なのかということに多少限定されておるといふことにもう少し考えれば、その責任の大きさは別として、警察のほうに連絡をしなかったことというのはいまのことばだけ聞いていけば、狂性性があるから取り押えてもらいたいという願ひがありながら、それを見えなかったということ、そこでぶつ切り切れされたこと、やはり何か問題がある。あなたの方にこれを言つてもしょうがなく、これは公安官のほうに質問すべきことのようにありますけれども、事態がこうなれば、警察のほうにそのときに知らされて、沼津の男ということになれば、おそらく対処が常識的にできそうだと実は思うのですが、先ほどから行政責任とかあるいは政治責任とかいふ問題が出ておりますけれども、

この場合はその男にだけ限られてゐるようでありまして、運輸省等の關係で考えると、もう少しその問題のこまかく考える必要があるのではなからうか、こういうふうに思ひます。だれに返事をしてもらつたらいいのかわかりませんが、その問題についてはどういふふうに警察庁はお考えになつておりますか。

○江口(後)政府委員 私からお答えする筋合いではございせんけれども、たまたまこの問題が起りましたときに参議院の予算委員会でも私も同席しておりました。運輸省が答えておつたことを知つておるものですから、便宜御参考のために申し上げますと、連絡しなかったことはまことに遺憾である、いまからはああいう場合はよく連絡をさせるようにいたしますという答弁でございまして。

○安井委員 私は、なおこれから若干事件そのものについての扱いについて警察庁並びに法務省のほうにお尋ねをしたのですが、ただいまの精神異常者対策の問題でちよつと締めくくりに申し上げたいのは、やはり阪上委員もさつき指摘いたしましたように、ベッド不足の問題を何とかして解決をしなればいけないという大きな問題があると思ふのです。アメリカなどは全部の病床の五〇%くらいが精神病者のためのものだといふうな話を聞くだけに、日本のそういう施設がきわめてお寒いものであるという実態を思はざるを得ないわけですから、けさの新聞の投書欄にも、異常者野放しの現状は困るが、しかしそれを精神病院のほうに送られても、その精神病院自体が医師看護婦が非常に不足で、普通の病院より

りもいろいろ劣悪な条件の中にあつて経営が成り立たないではないか、そのしわ寄せだけを病院のほうに寄せられとも困る、これはお医者さんからそういうような投書があるようでありまして、ですから、この問題の背景というのはきわめて根が深いわけで、非常な広範囲から問題の解決を見出していかなければならぬと思ふわけでありまして、これは医療局長の分野だろうと思ふのですが、この投書についてはどういふふうにお考えになりますか。

○若松政府委員 御指摘のように精神病床につきましてはわが国は非常に立ちおくれしております。わが国ではある程度衛生上の立ちおくれがございまして、結核対策に非常に大きな重点を置きまして、結核ベッドは現在世界的にもすぐれておりますが、精神病床につきましては、現在人口十万人に對しまして十七程度でございまして、これはアメリカ、イギリスその他の欧米諸國に比しまして格段の低さでございまして。しかし、この十数年来この方面に非常に努力をいたしまして、現在では年々約一万床ずつふえておりますので、逐次改善の速度は高まつておると申し上げていいと思ひます。

○安井委員 とにかく厚生省の立場も、この事件を契機としてひとつこれまでの仕事について見直していただきたい、そのことを最後に一つだけ要望を申し上げておきます。

それではもう時間もだいぶおそくなつておりますので、詰めて、警察庁のほうにお聞きしておきたいことは、まあ不可抗力と言つてはなんですかけれども、治外法権の地域の中に起きた事件だし、それからまた、犯罪が起る

までの段階でも、あれ以上手は打てなかつたといふふうな御発表のように伺うわけでございまして、どうでしょう、この放火事件から刺傷事件までの全体的な経過の中で、いま反省されまして、警備の点でもう少しあつたときうすればよかつたといふふうな点、つまり全体的な経過の中で、放火事件になると思ふのですが、警備について不十分であつたのではないかと、この点はどうすべきではなかつたか、こういうふうな点について、一応お考えをお聞きしておきたいと思ひます。

○後藤田政府委員 私どもは、今回の事件を不可抗力であつたといふふうには断定いたしておらないのでございまして、ただ、一昨日の臨時の公安委員会、私から詳しく経過を報告申し上げまして、今日までの段階においては大きなミスがあつたといふふうには言えない。しかしながら、これらの点については、なお捜査の進展とあわせて、どこに落ち度があつたか、なかつたかといったような点は十分調査をいたしたい。こういうことを申し上げたのでございまして。したがって、現在もこまかな点について、技術上の観点から検討をいたしておるのが実情でございまして、その点あらかじめ申し上げておきたいと思ひます。

私どもが検討しておりますのは、まず第一点は、事前に情報があつたのでございまして、その点についてはたしてどうであらうか、これが第一点。第二番目は、アメリカ大使館前の警備派出所の勤務の態様がどうであつたらうかといふこと。第三番目は、投石を事前にいたしておりましたので、その投石

後の捜索と言いますか、実況検分と言いますか、それらの観点はたしてどうであつたか。第四番目は、放火事件の捜査、及びその後の警察の検索の線内に入つていなかったのだから、それが、それらとの関連はどうであるか。

こういう点について当初から検討しておるのでございますが、いままでのところは、大きなミスがあつたとは私自身は考えておりません。しかしながら、欲を言へば、いまわかつておる限度では、投石事件の際に、やはり通常の常識では、大きな犯罪をやるという者が、大使館の中に落とし穴があるかどうかを調べるために一貫目の石を投げ込むという事は、ちよつと考えられない。そこで、当時実況を見に行つた警察官が、へいの中になるゑほど石が投げ込まれた、これは事実でございます。ところが、これは何も器物がこわれたわけでもないというふうなことで、いたすだけではなからうか、こういう考えを持つたとなれば、これまた常識的ではなからうか。しかし、欲を言へば、その際に、一月の二十日にやはり放火事件があつたわけですから、相当広い範囲にわたつて大使館の外をもう少し検索すれば、あるいは犯人がひそんでおつたのが発見できたかもしれない。私は率直にこう思つております。この点は、いまの考えでは欲を言へば、なほ詳細はもう少し検討を加えたい。

いま一つは、放火事件の捜査でございますが、これは目撃者の五人のうち四人までが違ふということになりますと、本人は頭も弱いようだしということ

とになれば、これを逮捕して強制で調べていくというのはまずちよつと無理ではないか。したがつて、そういう点でも、これまたいまから欲を言へば、何とかもう少し徹底してやれなかつたものであらうか、こういうふうな気持ちでいたしてあります。しかし、いづれにいたしてしまつても、いわゆる行政上の責任といつたような観点から見ますと、取り立てて追及しなればならぬという程度には私自身いままだ考へておりませんが、将来なおよく検討したい、こう考へております。

○安井委員 警備局長から四点にわたつて反省といひますか、そういうふうなもののお話があつたわけでありますが、どうもきびしく自己批判をしてみると、態度が十分でなかつたやうな気がするわけであります。何しろこれは国際的にも大きな波紋を呼んだ事件でもありまして、しかもまた、これと同じような事態が将来起きないとも限らない。こういうふうなことでござい

ますので、過ぎた問題でございまして、けれども、ひとつ真剣に経過を反省していただきまして、再びもうこんなことがないように態勢を固めていただきたいと思つております。

あとまだもう一つ案件があるやうでございまして、先を急いで、法務省のほうに伺ひますが、起訴はいつごろになる見込みですか。

○山根説明員 二十六日に事件の送致を受けまして、捜査が緒についたばかりでございますので、どういふやうに捜査いたしますか、まだ確たることを申し上げる段階には立ち至つておらないわけでございますが、本人は少年でございまして、成年に達する期間が四月

の二十日にまいるわけでございますので、これを家庭裁判所に送りましか、あるいはどういふやうに捜査いたしまするか、まだ確たることを申し上げる段階にはないと思ひます。

○安井委員 四月二十日が成年に達する日だといふことを一応頭に置いて、成年に達してから送らう、こういうふうな考へ方もお持ちなんですか。

○山根説明員 昨日勾留の請求をいたしましたもので、十日の満期になるのが四月四日でございまして、もう十日延長することができまして、さらに十日間の延長をいたしますと、四月十四日が満期になります。そうしますと、少年でございまして、家庭裁判所にその時点において送るということになるわけでございます。この事件をどういふやうに扱いますか、まだわかりませんけれども、こういう重大な事件で、精神障害の点があるやうでござい

ますので、刑訴法に基づきまして精神鑑定の留置、鑑定留置と申しておりますが、そういう処分をする場合もあると思はれるわけでありまして、そういたしますと、鑑定留置の期間が、これは定めがありませんけれども、一カ月も要するといふことになりまして、成年に達するといふことになるわけでございます。

○安井委員 その精神鑑定は何日間あつて、何日ごろ結論が出る、そういうお見込み、一応のお見込みを持っておられるわけですね。

○山根説明員 鑑定留置につきまして、どのくらい要しますか、ちよつと現在のところわかりません。ただ実務として、一般的に精神鑑定をいたします場合には半月あるいは一月くらいを

要するんじゃないかというふうに考へております、一般論として申しますと。

○安井委員 鑑定の結果、刑法上のいわゆる心神耗弱者といふやうな判定が下るか下らないかわかりませんけれども、そうなりますと、この人の刑というものはごく軽いものになるやうな気がするのですが、その点いかがですか。

○山根説明員 心神喪失ということになりますと、刑法の三十九条によりまして、これを罰せずということになりまして、これを罰せずということになりまして、心神耗弱者といふことになりまして、刑を減軽するといふ規定になつております。したがつて、結果はどう出ますか、それによつて多少違ひがあることは、刑事責任としては違ひがあるであらうといふことは言えると思ひます。

○安井委員 もう時間が過ぎておりますので、最後に警察庁長官に、外国公館に対する警備をこれからしっかりとやっていただくにはならないと思ふのですが、それについての心がまえと申しますか、それをひとつ伺つておきたいと思ひます。

○江口(俊)政府委員 先ほど国家公安委員長から今後の対策といふところで触れられましたとおり、これを機会に警備を十分やらなければならぬ。こう考へまするが、現在におきましては、とりあえず応急の策として相当数の警戒をやつております。しかし、何といひましても東京じやうに百十五カ所もそういう種類のものがありますから、恒久策としてどういふことをやればいかというところは、これを機会によく考へまして、現在におきましてもいろ

いろ案を練つておるわけでありまして。わがほうの警戒を厳重にいたしますと同時に、大使館自身としても、たとへばへいを高くするとか、あるいは守衛の数を増すとか、あるいは数を増さないけれどもいままで以上に出入につきましまして厳格な見張りをするとか、いろいろあると思ひますが、何ぶんおとといのきやうでございまして、こうやれば絶対に防げるという名案をここに示してきません。現在におきましては、多少オーバーな点もあるかも知れませんが、それができるまでは、応急的に外部的に警察官だけの警戒を強くしようといふ現状でございまして。

○森田説明員 門司亮君。

○門司委員 警察側にこの機会にちよつと一つ。時間が非常におそくなつてほかの問題もございまして、聞いておきたいと思ひますことは、今度の犯人を精神病者と断定しておるやうに私も承知いたしておりますが、しかし、犯行の事実から見ますと、先ほどからいろいろ御質問のございしたやうに、かなり計画的であつて、しかも知能的であるとも考えられる節がある。したがつて、この精神病者と考へられておりますのは、一体お医者さんの、法医学的精神病者であるのか、社会通念における精神病者と一体警察は断定しておるのか、どつちなんですか。

○後藤田政府委員 私どもは、将来精神鑑定の結果が出れば別といたしまして、現在の段階で、精神病者と断定をいたしております。ただ精神に異常がある疑いがきつめて濃い、こういう考へ方で捜査をしております。したがつて、供述の内容等も前後矛盾撞着

しておりますけれども、おっしゃる通りに、何と言いますか、少年のうちにやれば罰が軽いとか、相当考えたようなこともございますので、犯罪の性質上当然私どもとしては背後関係というような点についても十分捜査をしなればならぬ、こういう考えでやっております。精神病者の疑いがきわめて濃く、こういう考えを持ちましたのは、一つには警察官の調べる際の相手方の応対、考え方、こういうような点が一つ。いま一つは、本人が昭和三十六年の四月に病気になつて、学校を一年休学いたしております。これはやはりそういった脳の関係、こういうことになつております。そして三十七年になりまして、どうも家庭の中で少しあはれるといったようなことで沼津の精神病院に入つておる。十日間で出ておるけれども、これは医者について調べましたところが、治療はやはり三カ月を要するのだ、しかし家庭のたつての依頼で退院をさせた、こういうようなことがあり、またその当時の診断のカルテ等を見ましても、精神分裂または精神病、破瓜型、こういうことになつておるのでございます。こういった既往の経歴、また最近二月の末に静岡の駿府病院に母親がどうも容体がよくないのので入院させたというので医者に相談をしております。ところが医者はベッドの関係で収容できない、こういうようなこと、これが一つ。いま一つは、小学校から中学校、高等学校までの間における学校の成績の推移、これ等を見ますと、小学時代はきわめて優秀、性質も温良でございまして、毎年毎年成績が落ち、性格が変わつてきておる。こういうようなことであります。

○門司委員 詳細に御説明をいただきまして、かつての本会議でもそういうような報告が実はなされたのでありまして、あらかじめ承知しておるのであります。ただ、この種の問題は往々にして非常に大きな問題のように取り上げられる。そしてしまひには大体気遣ひだつた、しかたがなかったというようなことで、一面これは悪く言え

ば警察の行政責任をのがれようとする気遣ひだからしょうがないじゃないかというふうなことで、一面また社会の通念としては、あの事件は気遣ひがやつたんだというところで社会も何となく、社会責任をこまかすということばは悪いかもしれませんが、そういう形に追ひやつてしまつて、結局、国民全体の反省というふうなことに何にも役立たないというふうなことになるはしないかというふうなことで、もう一つの問題は、連鎖反応を非常に気を使つておいでになるようであります。その点はおもつともだと思ひますが、そういう角度から見ても、気遣ひだからしかたがなかったのだ、どうだからしかたがないのだというふうになると、結局連鎖反応というふうなものが出ると考へられる。私もそれはそういう点を警戒するからいまお伺ひするのであつて、そうすると、こういう結論、いまのところはまだ法医学上の気遣ひと考へておるわけでもない。社会通念からくる——いまのお話を聞くと、社会通念上からいふと、気遣ひだということでは新開にもそういうふうな書かれ、一般もそういうふうな認識しておりますよ。

○江口(俊)政府委員 いろいろの観点から御心配をいたしておるようでございますが、私たちの考へとしては、単に社会通念上の気遣ひというのか、頭が変だという程度じゃなしに、断定はできないけれども、医学上の精神異常者じゃなからうかということ、先ほど来申し上げたような理由から考へております。しかし、そのことは、気遣ひがやつたのだから警察の責任が軽いとか、気遣ひじゃない者の場合が重いかいというふうな考へ方は毛頭持つておられません。言いわけをしなくないですけれども、気遣ひであつた場合、しかも気遣ひであり、こちらのほうの視

線に入らなかつたということが、気遣ひでなくてあつた行動に出るものについてはある程度の理由があるものですか。視線に入つていないのですけれども、そうでなかつたために入つていなかったというのを申し上げただけで、行なわれませんでした結果につきましては、常人であつても気遣ひであつても、わがほうの責任について差があるとは考へておりません。

○門司委員 その辺なんですよ。實際は気遣ひであつたと断定され、あるいは気遣ひであつたと考へられることがあれば、たびたび申し上げておりますからこれ以上私は質問いたしませんけれども、もう少し処置のしようがあつたと思ふのです。警視庁では一度も二度も手をかけて、沼津の警察では何も報告しなかつた、連絡がとれてなかつたということ。もしこれがかりに警察の連絡がとれておれば、家族の人も汽車に乗ると同時に、公安官だけに通知しないでやはり警察にもそういう話があるかと思ひます。その点は警察側をこゝで責めてもしようがありませんから、ひとつこの事件の結末についてはっきりして、社会の諸君が、世の中の諸君がみんな納得し得るような結論を出すことに努力をしていただきたいということ、ひとつ希望だけ申し上げておきます。

○森田委員長 田川誠一君。

田川委員 私は、質問ではありませうが、今度の事件に関連して資料をひとつ提出をしていただきたいと思います。主として文部省関係であります。委員長に資料を要求していただきたいと思ひます。

その一つは、青少年の道徳教育のこ

とでございますが、政府の道徳教育に

対する方針とその実施方法で、どうい

うふうに実施されておるかということ

と。

それから二番目には、道徳教育につ

いて一部の教育者方々からたいぶ抵抗

があるようでありまして、政府のやろ

うとしております道徳教育についての

教育者の反対の動向と申しますか、ど

ういうふうな反対が行なわれておるか

という事です。

三番目には、青少年の道徳教育につ

いての世論の動向、何か調べてありま

したらその世論の動向をお示しいた

きたい。

四番目には、ちよつと専門的になる

かもしれませんが、テレビの番組、そ

のうち教育テレビ、日本テレビ、この

二つのテレビ番組のうち、八月から最

近までの月間のテレビ番組の番組表、

そして、その表につけて三つ区別して

いただきます。それは、教育番組、教

養番組、普通番組。

以上四つの点につきまして、委員長

から資料を提出するようにひとつお取

り計らい願ひたい。

○森田委員長 それでは取り寄せるこ

とにいたします。

○森田委員長 次に、地方自治に関す

る件について調査を進めます。

質疑の通告がありますのでこれを許

します。門司亮君。

○門司委員 私は、この際まず自治省

に対してその見解をお聞きいたしまし

て、それからさらに防衛庁に対して

二、三のことを確かめたいと思ふので

ございます。

お聞きいたしますことは、事件の内容をはっきり申し上げておきますと、昭和三十九年三月十一日の福島県議会の本会議における事件でございます。福島県会議員の鈴木某が、福島県の四倉沖における自衛隊の航空演習に関連して質問をいたしました場合における発言の内容について、これが懲罰に付されたという事実であります。

そこで、まず最初に私が聞いておきたいと思ふことは、この懲罰事件の前に自治省の御意見を伺っておきたいと思ふことは、御承知のように、自治法に定めてあります懲罰動議の定員の数というのは、議会議員の八分の一以上でなければならぬということになっておる。この改正をいたしましたときに、むろん私も反対をいたしましたけれども、与党の多数でこれが通過をいたしました。しかしこの規定は、このままであつてよろしいかどうかということでありまして、私は、いままでこの種の事件で、関連がなかったから差し控えておりましたが、実は県の名前を、私は茨城であつたが栃木であつたかはつきり覚えておりませんが、八分の一だというから、懲罰に対しては十五名以上の賛成がなければ動議を出すことができないというふうな条例をこしらえた県があつたと私は考えておる。これでは、八分の一と書いてあるからその上は幾らでもいいのだということになると、そういふべからざるものが出てくる。そうすると、今日の政界分野における革新陣営というか、この方面の議員は非常に少ないのであります。そうなりますと、多数を持つてゐる会派においてはいつでも懲罰動議を出せる、少数派

は、どんなことがあつても懲罰動議を出せないという結論が出てくる。懲罰に關する限りにおきましては、これをむやみに行使することはいかばかりかと思ふますが、少なくとも議員の身分に關することが一方的に法律で押えつけられておるというふうなことに付いては、議員の身分の取り扱ひの上について非常な不公平があると思ふ。ほかの動議なら別ですよ。しかし、懲罰動議に關する八分の一というものについて、私は、いささか疑問を持つてゐるのではありませんが、議員の身分の取り扱ひの上について規定が妥当であるといまもなお考えになつてゐるのかどうか、この点をひとつはつきり聞いておきたい。これは、できれば政務次官か大臣からその所信を明らかにしておいていただきたい。

○佐久間政府委員 この点は、御承知のように、昭和三十一年の地方自治法の改正の際になされたものでございまして、自治省といたしましては、この規定を現在改めるといふ考えは持つておりません。

分上の取り扱ひで非常に大きな不公平だと思ふ。これらの問題について、私は、地方議会におきましては往々にしてこういう事件が起こりがちだと思ふのです。それはなぜかというところ、身近な事件であります関係から、結局感情に走つての議論が私は非常に多くあると思ふ。国会の場合は、わりあいに法案を中心にしたしておりますから、そういう問題はわりあひ少ない。しかし地方議会の場合は、直接本人のいろいろな地理的關係その他のことから、ややともすれば激高しやすい。したがつて、こういう言論による懲罰動議といふものが発生してゐる。いわれなきものまでも結局懲罰に付されるという危険性が出てくる。これは、議員の身分の保障のためにも、この規定はいま改正する必要はないとおっしゃておられますけれども、一体議員の身分の取り扱ひについて不公平があつてもよろしいという法律がどこかにございませうか。私は、自治の本旨とは何ぞやといふことが言いたいのであります。少なくとも住民の公正な選挙で出てまいつておられます市民の代表が、いわれなきことによつて懲罰に付されるということがあつてよろしいとは思へない。したがつて、この自治法の改正はぜひ私はすべきものだ、またなされなければならぬのだといふことが考えられる。ただし、これらの問題が乱発されるおそれがあるからといふことが当時改正の最も大きな理由だつたと私は考えておる。しかし、これらのことは議員の良識によつて運営の妙を得れば、別に何らの問題はないと思ふ。地方議員といふものは悪いものだといふきめつけ方をすることは私はいかがかと考へる。だから、いまでも改正する意思はないというお話であります。この改正する意思がないというならば、この議員の身分の取り扱ひについてこういう不公平があつていいか悪いかといふこと、不公平があつていいのだという理由をこの際ひとつ明らかにしてもらいたい。

○佐久間政府委員 御指摘のような運用上につきましてもいろいろと配慮しなければならぬ点があると思ひます。お話しのように、この限度を非常に高く定めまして、議員の身分を輕視するような運用の結果になるようなこととは、私も望ましいことではないと考えておるわけでございまして。いろいろ先生のおっしゃいますように、検討すべき問題点はあるかと思ひますが、ただいまのところ、自治法のこの規定を改正するといふ考えは、先ほど申し上げましたように持つておらないわけでございまして。

○門司委員 私は、考えがないだけではなくて、もう少し理由が聞きたいのです。だから、もし事例があるならば——かつてこれは修正した事項であります。途中で直した事項であります。これを以前にさかのぼつて、どういふ事例があつたからこうしなければならぬのだという、いわゆる法律の実態に沿つた事例等があるならば、その事例をはつきりしてもらひたい。私はそうしないと、この問題についてだけは非常に気になるのです。これは、さつき申し上げましたように、国会と違つて、地方議会といふものは、おのおの議員のはつきり言へば地盤もくつておられますし、地理的關係等も同じようなところに住んでおる。

したがつて、利害關係というものがかなり錯綜しておる。そこで、どうしても言論の中にも多少の激越なことも言われるかと思ふ。同時に非常に感情が高まつてくる。これがこの中に使われてくる。そうすると、必ず多数のものが少数のものを自由に懲罰に付するこゝとができる。これは行政罰でありまして、この中には、御承知のように議員のほんとうの身分に關係する除名も含まれておりますからね。氣に入らぬ議員は、いつでも出せば、これは除名ができる。こういうことになりまして、私は、少なくともいまの答弁だけで、そういう考え方はないとおっしゃつても、あとで、もし局長がそういうことなら、大臣にひとつ、あるいは次官からも御答弁願えますなら、ひとつ次官からもこの点を明らかにしてもらひたい。地方議員といふものはそういう過酷な取り扱ひをしてもらひたい、これが民主主義だといふなら民主主義の原則をもう少しはつきりしてもらひたい。少なくとも議員は、住民の輿望をになつて住民の意思を議會に伝え、住民の福祉のために戦う場所は議會であります。その議會に出るこゝとができないような処置が講じられる。いわゆる出勤の停止があり、はなはだしきときには、いまの懲罰のために除名もできるというおそろしい規定であります。これは、私はできるだけの公平にこの問題を取り扱ひ必要があるのじゃないか。かりに少数の人がこれを乱用するといひましたとしても、多数の人がこれを制止することはいつでもできるものでありますから、ちつともこわくはないのであります。多数決でもの

と考へる。だから、いまでも改正する意思はないというお話であります。この改正する意思がないというならば、この議員の身分の取り扱ひについてこういう不公平があつていいか悪いかといふこと、不公平があつていいのだという理由をこの際ひとつ明らかにしてもらいたい。

○佐久間政府委員 御指摘のような運用上につきましてもいろいろと配慮しなければならぬ点があると思ひます。お話しのように、この限度を非常に高く定めまして、議員の身分を輕視するような運用の結果になるようなこととは、私も望ましいことではないと考えておるわけでございまして。いろいろ先生のおっしゃいますように、検討すべき問題点はあるかと思ひますが、ただいまのところ、自治法のこの規定を改正するといふ考えは、先ほど申し上げましたように持つておらないわけでございまして。

○門司委員 私は、考えがないだけではなくて、もう少し理由が聞きたいのです。だから、もし事例があるならば——かつてこれは修正した事項であります。途中で直した事項であります。これを以前にさかのぼつて、どういふ事例があつたからこうしなければならぬのだという、いわゆる法律の実態に沿つた事例等があるならば、その事例をはつきりしてもらひたい。私はそうしないと、この問題についてだけは非常に気になるのです。これは、さつき申し上げましたように、国会と違つて、地方議会といふものは、おのおの議員のはつきり言へば地盤もくつておられますし、地理的關係等も同じようなところに住んでおる。

したがつて、利害關係というものがかなり錯綜しておる。そこで、どうしても言論の中にも多少の激越なことも言われるかと思ふ。同時に非常に感情が高まつてくる。これがこの中に使われてくる。そうすると、必ず多数のものが少数のものを自由に懲罰に付するこゝとができる。これは行政罰でありまして、この中には、御承知のように議員のほんとうの身分に關係する除名も含まれておりますからね。氣に入らぬ議員は、いつでも出せば、これは除名ができる。こういうことになりまして、私は、少なくともいまの答弁だけで、そういう考え方はないとおっしゃつても、あとで、もし局長がそういうことなら、大臣にひとつ、あるいは次官からも御答弁願えますなら、ひとつ次官からもこの点を明らかにしてもらひたい。地方議員といふものはそういう過酷な取り扱ひをしてもらひたい、これが民主主義だといふなら民主主義の原則をもう少しはつきりしてもらひたい。少なくとも議員は、住民の輿望をになつて住民の意思を議會に伝え、住民の福祉のために戦う場所は議會であります。その議會に出るこゝとができないような処置が講じられる。いわゆる出勤の停止があり、はなはだしきときには、いまの懲罰のために除名もできるというおそろしい規定であります。これは、私はできるだけの公平にこの問題を取り扱ひ必要があるのじゃないか。かりに少数の人がこれを乱用するといひましたとしても、多数の人がこれを制止することはいつでもできるものでありますから、ちつともこわくはないのであります。多数決でもの

したがつて、利害關係というものがかなり錯綜しておる。そこで、どうしても言論の中にも多少の激越なことも言われるかと思ふ。同時に非常に感情が高まつてくる。これがこの中に使われてくる。そうすると、必ず多数のものが少数のものを自由に懲罰に付するこゝとができる。これは行政罰でありまして、この中には、御承知のように議員のほんとうの身分に關係する除名も含まれておりますからね。氣に入らぬ議員は、いつでも出せば、これは除名ができる。こういうことになりまして、私は、少なくともいまの答弁だけで、そういう考え方はないとおっしゃつても、あとで、もし局長がそういうことなら、大臣にひとつ、あるいは次官からも御答弁願えますなら、ひとつ次官からもこの点を明らかにしてもらひたい。地方議員といふものはそういう過酷な取り扱ひをしてもらひたい、これが民主主義だといふなら民主主義の原則をもう少しはつきりしてもらひたい。少なくとも議員は、住民の輿望をになつて住民の意思を議會に伝え、住民の福祉のために戦う場所は議會であります。その議會に出るこゝとができないような処置が講じられる。いわゆる出勤の停止があり、はなはだしきときには、いまの懲罰のために除名もできるというおそろしい規定であります。これは、私はできるだけの公平にこの問題を取り扱ひ必要があるのじゃないか。かりに少数の人がこれを乱用するといひましたとしても、多数の人がこれを制止することはいつでもできるものでありますから、ちつともこわくはないのであります。多数決でもの

をきめる場合におきましては、どんなに少数の人が提案いたしましたも、これをいつでも否決することができ。だから取り扱いとしては、これは全く片手落ちの法規だと私は考える。乱用しようにも乱用しようがないのであります。多数決でものをきめるのでありますから。だから、自治省の答弁にはどうしても承服するわけにはまいりません。まずこの事件が起こった以上は、この事件の内容がそういう言論から来る。私は、いかにも感情的の取り扱いを受けた処置のように考えられますので、その本論に入ります前提としてこのことを聞いておきたいと思ひます。

○金子政府委員 地方議会の懲罰の問題でございますが、確かに問題があることでございます。これはいよいよ事件にぶつかってみると、いま門司先生の申されておるような現実の問題で非常に問題になる規定だと思ひます。十分ひとつ検討したいと思ひますので、御了承願ひたいと思ひます。

○門司委員 それじゃ、皆さんの話し合ひで、きようはあと二時から本会議もあるそうですから、この程度で後日に質問を譲らしていただきたいと思ひます。委員長にお願いしておきます。

○森田委員長 次会は公報をもってお知らせすることとし、本日はこれにて散会いたします。

午後一時三十七分散会

